

令和5年度 第1回野田市地域福祉計画審議会次第

日 時 令和5年7月28日（金）
午前10時
場 所 野田市役所 8階大会議室

1 開 会

2 市長挨拶

3 議 事

議題1 会長・副会長の選出について

議題2 野田市地域福祉計画【第3次改訂版】事業の取組状況について（報告）

4 閉 会

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	令和4年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
			取組実績	評価及び課題				
保健福祉推進のための『きっかけづくり』	(1)あいさつ、声かけ運動の推進	地域で支え合う福祉を実現し推進するためには、市民一人一人がお互いに関心を持ち、挨拶や言葉を交わす関係になることが第一歩です。「あいさつ」や「声かけ」が、日常的にまた継続的に行われる環境づくりが求められ、挨拶や声掛けのきっかけとなるように、「あいさつ、声かけ運動」を全市的に展開し、毎年4月を強調月間とし、この運動の輪を広げるため地区社協や自治会、その他あらゆる団体の協力を得て、継続的な活動として進めていきます。	市役所本庁舎前の懸垂塔に「あいさつ月間」(4月)の懸垂幕を掲示し、広く市民に啓発を行いました。人事課では、「あいさつ、声かけ運動」を全市的に展開していくため、4月を「あいさつ運動強化月間」としております。人事課職員、新規採用職員が始業時間前に本庁舎の各出入口において、例年実施している朝のあいさつ運動は新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点から実施できませんでしたが、新規採用職員や主事級職員を対象とした接遇研修において、あいさつの重要性の意識づけを行いました。また、地区社協では、新型コロナウイルス感染症の予防のため、ほとんどの活動が中止となりましたが、事業を見直し、「ゆうあい訪問」等を実施しました。一部の地域では、感染対策を講じたうえで、あいさつ運動を実施しました。	懸垂塔に掲示することにより、職員、市民を問わず、あいさつ月間は周知できたものと考えます。人事課では、職員研修や朝礼等において、繰り返しあいさつの重要性の意識づけを行っておりますが、更なる強化を図ることが必要であると考えております。また、地区社協による活動においても、新型コロナウイルス感染症の影響で、その多くが中止となりましたが、コロナ禍における地区社協の方針を示すため「新型コロナウイルス感染症に配慮した地区社協活動ガイドライン(第2次改訂版)」を作成し、各地区社協に配布しました。感染収束後を見据え、地区社協活動の再開、活性化が課題です。この先、民生委員や自治会、学校等との連携を強化し、市全体に「あいさつの輪」を広げる必要がある。	あいさつは、地域生活を円滑に進める地域共生社会の実現のために重要であり、元気で明るい野田市を築く源と考えます。そのため、市役所本庁舎前の懸垂塔への懸垂幕掲示による「あいさつ月間」(4月)の周知は、今後も継続します。また、人事課では、「あいさつ、声かけ運動」の取組として、市職員に対する「あいさつ運動強化月間」を継続するとともに、職員研修や朝礼等において、繰り返し、あいさつの重要性の意識づけを行ってまいります。さらに、地区社協においては、「新型コロナウイルス感染症に配慮した地区社協活動ガイドライン」に沿って活動を活性化してまいります。	生活支援課 人事課 社会福祉協議会	83	1
	(2)地区社会福祉協議会との共働	地域福祉計画は、その地域の実情に即し福祉全体の包括的で基本的な理念や目標を定めることを主旨としていることから、事業がすぐ成り立つ性格ではないため、市民に地域福祉計画が理解される機会がほとんどないものと想定されます。したがって各地区社協単位等での地域住民及び団体への周知活動や意見交換を展開し、今後の地域福祉施策の展開について理解の促進を図ります。	各地区社協で、「ふれあいいきいきサロン事業」や地域の特性に応じた事業を計画していましたが、新型コロナウイルス感染症の予防のため、事業を見直し、「ゆうあい訪問」等を実施しました。そのため、各地区社協において本計画にかかる説明等が実施できませんでした。	新型コロナウイルス感染症の影響で、市内に22ある地区社協活動の多くが中止となりました。コロナ禍における地区社協の方針を示すため「新型コロナウイルス感染症に配慮した地区社協活動ガイドライン(第2次改訂版)」を作成し、各地区社協に配布しました。地域福祉計画の基本理念や目標、進捗状況や課題等について地区社協と共有し、各地区に広げるためにも、地区社協活動の再開、活性化が課題です。	年2回実施される地区社協連絡会において、本計画の趣旨、重要性、進捗状況や課題について意見交換を行い、各地区の住民に対して周知を図れるよう協力体制を確立してまいります。社会福祉協議会職員においては、各地区社協の役員会等に参加し、新型コロナウイルス感染症に配慮した地区社協活動ガイドラインを活用した上で、地区社協活動の活性化を後押しします。さらに、地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業への移行準備事業において、地域づくりに関する意見交換を行ってまいります。	社会福祉協議会 生活支援課	83	2
	(3)情報提供方法や事業名の付け方についての検討	市報、各種ガイドブック、ホームページなどによる市の情報提供は、限られたスペースや、専門用語を使用することから、分かりにくい場合があります。市民の誰もが読みやすく理解できるような提供方法について配慮するとともに、事業実施や行事等に際し、興味や参加意欲が起こるような情報発信を進めます。	市報については平成29年4月15日号からカラー化し、イラストや写真も従前より多くし見やすい構成となっており、令和2年9月15日号からはユニバーサルデザインフォントを導入している。福祉関連のサービスについては、各担当課からの記事の提出によりその都度編集しています。なお、例年記事として掲載しているものの提出がないものについては随時確認を行っています。市民誰もが読みやすく理解できるような提供方法や参加意欲の起こるような行事名の付けるようにしています。	掲載記事については、福祉関連とその他の内容のバランスを考えて選択する必要があります。市民の誰もが読みやすく、理解できるような、分かりやすい表現や興味を引く事業名の付け方については、一定の配慮はしてきたものの、これでいいと言う訳ではなく、今後も市民の皆様のご意見等をいただきながら、修正等を加え、出来る限り良いものとなるよう、引き続き展開していこうと考えています。また、福祉部各課の情報を発信する場合は元より、それ以外の課においても共通認識を持ち、市全体で取り組む必要があります。	ホームページのリニューアル案に沿って、内容の作りこみを行います。また、ホームページの情報更新については各担当課が行っていますが、時点修正の漏れや文言の統一などのためのチェックを行います。市からの情報発信は、様々な「きっかけ」づくりの場になることが考えられます。誰もが読みやすく、市の各種事業や行事等に市民の方が興味や参加意欲が起こるようするには、どのような工夫が必要なのかを十分に検討し、PR推進室と連携し全庁的に推進してまいります。また、市ホームページの時点修正等につきましても、随時実施してまいります。	PR推進室 生活支援課	83	3

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	令和4年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
			取組実績	評価及び課題				
			パンフレット等については、文字の拡大、見出しのアレンジ、また、イラストを取り入れる等の一定の配慮に取り組んでまいりました。 市ホームページについて、令和3年度中に見栄え、内容、機能について改善するため、全面リニューアル案を作成し、令和4年度に全面リニューアルをしました。		す。			
保健福祉推進のための『人づくり』	(1)ボランティア情報の提供	市役所及び社会福祉協議会の掲示板等に各種情報を掲示し、また、市ホームページ等を活用して、未経験者でもボランティアに参加しやすい環境づくりを進めていきます。 そのために、「ボランティア通信」を市役所・支所に配置し、ボランティアセンターの情報を、市役所ロビーに掲示すると共に、社会福祉協議会の広報誌「社福のだ」やホームページで情報提供や周知を行います。更にボランティア活動の相談・あっせんを促進するため、市内商業施設についても広報活動(相談・あっせんを含む)を行います。	①ボランティア通信の配置 「ボランティア通信」を奇数月に2,000部発行し、市役所、支所、公民館等の公共施設に配置し、情報提供を行いました。 ②ボランティア情報の掲示 市役所ロビーの施設案内板の裏面を活用し、ボランティア情報の提供を行いました。 ③ボランティア広報活動 ボランティア層の拡大を図るため、市内商業施設において広報活動を行いました。 また、社会福祉協議会の広報紙「社福のだ」を全世帯に配布するとともに、ボランティア通信、ホームページ及びSNS等を活用し、ボランティア情報を周知しました。	ボランティア通信や社福のだ等のボランティア情報を見てボランティアを希望される方から問い合わせをいただき、実際に活動へつなぐことができました。 引き続き情報提供を行い、ボランティア活動に対する理解や福祉に対する意識の高揚を図ります。	①ボランティア通信の配置 ボランティアセンター発行の「ボランティア通信」を市役所、支所、公民館等の公共施設に配置し、情報提供を行います。 ②ボランティア情報の掲示 市役所ロビーの施設案内板の裏面を活用し、ボランティア情報を提供します。 ③ボランティア広報活動 市内商業施設における広報活動(相談・斡旋を含む)を実施します。 また、広報紙「社福のだ」、ボランティア通信、ホームページ及びSNS等を活用した情報の発信を行います。	社会福祉協議会 生活支援課	84	4
	(2)ボランティアの育成	ボランティア養成講座受講者やボランティア経験者は、毎年多数生まれていますが、情報不足やきっかけ不足により、次のボランティア活動へとスムーズに入れない人が少なくないと言われています。 その人たちが、地域内で孤立せず、継続的な活動が続けられるよう、地域のリーダー又はコーディネーターとしての役割も担っている地区社協や社会福祉協議会と連携し、地域の実情も考慮しながら、引き続きボランティア育成に努めます。	ボランティアセンターの運営とボランティア育成のため、ボランティアコーディネーター(1名)を配置し、事業を実施しました。 ・野田市からの補助金 1,800,000円 ・職員体制:1人(常時) ・勤務時間:8時30分から17時15分(土日を除く) ・ボランティアセンター登録状況(令和4年度末) 86団体 1,388人、個人 117人 ・ボランティアに関する相談、斡旋 相談件数 391件、斡旋件数 54件 ・福祉教材、機材の貸出 関係機関、地域団体、ボランティアの方々に無料で貸し出しました。 ・ボランティアの養成 各種ボランティア養成講座の開催 夏休みボランティア体験講座	令和4年度における登録団体数は、前年度から4団体増加し86団体となりました。 登録者数についても、団体登録においては87名増加の1,388名、個人登録においては4名増加の117名となりました。 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた前年度までと比較し、ボランティア人材は回復傾向を見せていますが、活動場所の提供が今後の課題となります。	ボランティアセンターの役割や機能についての啓発活動の強化、ボランティア活動に参加できる環境づくりの促進、ボランティア活動者や団体及び受入先との連携とフォローの充実、ボランティア情報を積極的に収集してまいります。 また、ボランティアコーディネーター1名を常時配置し、継続してコーディネート業務を行い、ボランティアセンターの運営に従事していきます。 ・野田市からの補助金 1,800,000円 ・職員体制:1人(常時) ・勤務時間:8時30分から17時15分(土日祝日を除く) 【ボランティアセンターの活動状況】 ・ボランティアに関する相談、斡旋 ボランティア活動をしたい人、受けたい人の相談、斡旋 ・ボランティアの養成 各種ボランティア養成講座の開催 夏休みボランティア体験講座 ・福祉教材、機材の貸出 関係機関、地域団体、ボランティアの方々に無料で貸出	社会福祉協議会 生活支援課	84	5

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	令和4年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
			取組実績	評価及び課題				
	(3) ボランティア活動の支援	<p>市民活動支援センターは、NPO法人やボランティア団体などの市民活動団体を支援するため、前身のNPO・ボランティアサポートセンターから機能強化を図り、市民活動団体の支援を行っています。</p> <p>今後も、市民活動団体の活動を支援していくため、相談業務の充実や学習会、講座の開催、活動の場の提供などを実施します。</p> <p>また、市民活動団体の情報の収集、情報の発信を行い、行政の各部局との連携を図ることで、市民活動団体との協働によるまちづくりを推進します。</p>	<p>市民活動団体の活動を支援していくため、必要な学習会の開催や情報発信として機関誌「市民活動つうしん」を年6回発行しました。さらに、市民活動を広く知ってもらうためのイベントの開催を計画し、市民との交流の場の提供として企画した「第5回市民活動元気アップふえすた」を「福祉のまちづくりフェスティバル」や「市民ふれあいハートまつり」と同時に「のだ 市民活動ふれあいフェスティバル 2022」として令和4年12月11日に開催しました。また、「こまめカフェ」については、令和5年3月12日に開催しました。市民活動団体やNPO法人に対して財団法人等が行っている支援助成金の申請相談や新型コロナウイルス感染症対策の持続化給付金申請の協力などを実施しました。市民活動団体支援補助金制度については、組織基盤強化支援には継続6団体、事業発展支援には4団体の活動を支援することができました。</p>	<p>市民活動支援センターは、NPO法人やボランティア団体などの市民活動団体を支援するため、前身のNPO・ボランティアサポートセンターから機能強化を図り、市民活動団体の支援を行っています。</p> <p>今後も、市民活動団体の活動を支援していくため、相談業務の充実や学習会、講座の開催、活動の場の提供などを実施します。</p> <p>また、市民活動団体の情報の収集、情報の発信を行い、行政の各部局との連携を図ることで、市民活動団体との協働によるまちづくりを推進します。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策を実施しながら、市民活動団体やNPO法人等の活動状況の確認や相談等に努めることができました。市民活動団体支援補助金制度により、市民活動団体の運営を財政面から支援する取組を実施できました。「元気アップふえすた」の打合せを通じて、NPO法人やボランティア団体などの市民活動団体同士の交流もできましたが、さらなる交流の場を提供する必要があります。</p> <p>今後も、市民活動団体との協働のまちづくりを推進するため、行政の各部局との連携に努めてまいります。</p>	市民生活課	84	6
	(4) 学校・地域における福祉教育の充実(福祉人材の確保・養成)	<p>地域福祉を推進する人材を育成するためには、学校教育における地域との連携や交流の場へ児童・生徒が主体的にボランティア活動に参加できるような機会づくりが重要です。これまで、福祉教育の充実また、高齢者や障がい者とのふれあいを通して、共に生きる社会の一員であることの理解を高めるなど、地域福祉の推進に寄与することを目的とした事業を開催しました。今後とも、若い世代にボランティア活動に対する理解や福祉に対する意識の高揚を図るため、児童・生徒の交流の場への参加促進に努めます。</p>	<p>市内各小中学校において、総合的な学習の時間を活用し、高齢者疑似体験や車椅子・目隠し歩行体験、点字体験、高齢者との交流会、福祉施設訪問、障がい者との交流会、講演会を実施し、福祉教育に取り組みました。</p> <p>① 車椅子・目隠し歩行体験講座(新型コロナウイルス感染症対策のため、車椅子体験講座のみ実施) 講座実施校:宮崎小学校、清水台小学校、岩木小学校、七光台小学校、二川小学校</p> <p>② 福祉教材・機材の貸出 ・車椅子:尾崎小学校、関宿高校 ・高齢者疑似体験セット貸出:川間中学校</p> <p>③ 夏休みボランティア体験講座 手話体験コース:8名参加 国際交流体験コース:新型コロナウイルス感染症予防のため中止 障がい者とのふれあいを通して、共に生きる地域社会の一員であることの理解を高めることを目的に実施されている「おひさまといっしょに」は、新型コロナウイルス感染症予防のため中止となりました。</p>	<p>例年、市内の各ボランティアサークルの協力を得て、高齢者疑似体験や車椅子・目隠し歩行体験、点字体験、手話の学習等を実施し、障がい者に関する理解を深めております。</p> <p>令和3年度に引き続き令和4年度も、総合的な学習の時間等に各校内で取り組み、貸し出し用の教材を活用して、子ども達の体験的な活動を進めました。</p> <p>今後も、総合的な学習の時間などを活用し、子ども達が主体的にボランティア活動や高齢者や障がいを持つ方々などとのふれあい活動等に取り組めるよう、働きかけてまいります。(「野田市手話言語条例」の施行とも併せて。)</p> <p>また、引き続き、若い世代にボランティア活動に対する理解や福祉に対する意識の高揚を図るため、感染症対策を講じたうえで車椅子・目かくし歩行体験講座やキャラバン隊「まめっこ」出張講習、夏休みボランティア体験講座等を実施し、ボランティアの経験やボランティアについて考える場を設けることに努める必要があります。</p>	<p>小中学校では、児童生徒の実態に応じて、特別支援学級と通常学級との共同・交流学习に取り組みます。また、福祉団体やボランティアサークルの協力を得て、車いす・目隠し歩行体験や手話の学習等を実施し、障がい者に関する理解を深めます。</p> <p>さらに、手話言語条例のもと、手話等のコミュニケーション手段の幅や人々との関わりをさらに広げられるよう取り組み、障がいを持つ方々への理解を深めます。</p> <p>・車いす・目かくし歩行体験講座や手話の学習など ・「おひさまといっしょに」や「サンスマイル」への参加(令和5年度実施予定) ・夏休みボランティア体験講座 ・キャラバン隊「まめっこ」出張講習</p>	指導課 社会福祉協議会	85	7

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	令和4年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
			取組実績	評価及び課題				
保健福祉推進のための『ネットワークづくり』	(1)地域福祉活動団体間の連携の強化	地域福祉活動の中心となる地区社協、自治会、ボランティア団体、民生委員児童委員、子ども会、いきいきクラブ等の福祉関係団体が地域のニーズに合わせた福祉サービスを提供するためには、お互いの情報を提供及び共有することが必要です。地区社協は自治会や子ども会などの福祉関係団体及びボランティアにより構成されていることから、地区社協の活動をより充実させ、各団体間の連携強化を図ります。	各地区社協で、「ふれあい・いきいきサロン事業」や地域の特性に応じた事業を計画していましたが、新型コロナウイルス感染症の予防のため、事業を見直し、「ゆうあい訪問」等を実施しました。	新型コロナウイルス感染症の影響で、地区社協活動の多くが中止となりました。コロナ禍における地区社協の方針を示すため「新型コロナウイルス感染症に配慮した地区社協活動ガイドライン(第2次改訂版)」を作成し、各地区社協に配布しました。 感染収束後を見据え、地区社協活動の再開、活性化が課題です。	社会福祉協議会においては、地区社協連絡会、地区社協ボランティアスタッフ懇談会を開催します。また、職員が各地区社協の役員会等に参加し、新型コロナウイルス感染症に配慮した地区社協活動ガイドラインを活用した上で、地区社協活動の活性化を後押しします。 さらに、地域共生社会の実現に向け、重層的支援体制整備事業への移行準備事業において、地域の福祉関係団体と協働できる体制の検討を進めてまいります。	社会福祉協議会 生活支援課	85	8
	(2)地域の触れ合いの場づくり(ふれあいいきいきサロン等)	都市化や核家族化の進展により、希薄化する人間関係に対して、住民同士が気軽に立ち寄り交流できる「ふれあいいきいきサロン」等の事業を実施し、各年齢層間の触れ合い促進を図り、更なる機会の確保に対応していきます。また、障がい者と健常者が共に参加する行事を支援し、障がい者の交流機会の創出に努め、更には、地域の実情に即した触れ合いの場の確保に関する相談支援についても実施していきます。	障がいのある人となない人が共に参加する行事である障がい者釣大会、サンスマイルの事業費補助のほか、「おひさまといっしょに」について、実行委員会の一員として支援を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、いずれも中止となりました。 岩木小学校老人デイサービスセンターでは、小学校との交流会については、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、学校側と協議し、対面での交流は中止となりました。 保育所では、高齢者との「野菜の苗植え」や「花の苗替え」等を年間行事に取り入れるなど、地域住民との交流に努めました。 【交流実績】中根保育所、南部保育所では5月に「野菜の苗植え」を介して交流を実施し、福田保育所では5月に「花の植え替え」や「野菜の苗植え」を介して交流を実施しましたが、その他保育所では新型コロナウイルス感染症予防のため中止となりました。	令和3年度に引き続き令和4年度も中止となりましたが、障がいのある人となない人が共に生きていく社会を実現に向けて、一緒に参加できる各行事への参加を支援する必要があります。 岩木小学校老人デイサービスセンターでは、新型コロナウイルス感染症予防の観点より、利用者からも心配であるとの意見があり、交流の中止はやむを得ない状況でした。次年度は対面以外の交流機会が持てるよう計画する必要があります。 保育所と高齢者の交流については、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響ですべて中止となったが、4年度は2箇所で開催できました。高齢者と交流することは、高齢者は社会参加となり、子どもたちは世代間交流を図ることができるもので、継続や充実が求められます。	従来、開催されてきた行事について引き続き支援を行うとともに、障がい者福祉団体等が自発的に活動する事業に対して、事業費補助の支援を行います。 岩木小学校老人デイサービスセンターについて、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言前は、昼休みに6年生のお別れ会、合同運動会、クリスマス会などを通して交流を行っていました。再開時期については、小学校と協議してまいります。 保育所と高齢者の交流においては、昨年は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、いくつかの園ではふれあい事業が実施できていませんでしたが、今年度からは新型コロナウイルス感染症対策が自己判断となったことに伴い、今後は高齢者との、触れ合いの充実に努めます。	社会福祉協議会 障がい者支援課 高齢者支援課 保育課	85	9
	(3)地域自治組織についての検討	地域の潜在力を発揮する仕組みの充実として地域自治組織を担い、防犯組合の各地域においてパトロールや講習などの防犯活動を行っています。 引き続き、自治会との協働によるまちづくりを推進するため、自治会活動に支援を行い、自治会連合会と連携し自治会の意義を積極的に啓発し、加入促進を行うとともに、強化を図っていきます。	自治会と防災活動に関する事務事業見直しの協議を実施し、協議がまとまった防災活動について見直しに関する素案の作成、パブリック・コメントを行い、素案について意見募集を行いました。提出された意見について自治会等と協議し、野田市自主防災組織育成補助金交付規則の改正を改正を行いました。 主な改正内容としては、自主防災組織を組織していない自治会に対しても、防災活動を行うことで補助金の交付対象とすること。また高齢化や少人数の自主防災組織でも実施しやすい防災活動を訓練	新型コロナウイルス感染症の影響で自治会事務事業見直しの進捗が大きく遅れていましたが、防災活動と資源回収については、見直しを完了することができました。 自治会集会施設整備事業補助金や自治会等交付金、自治会長等報償金並びに避難行動要支援者支援計画については、修正案の作成に時間を要しており、現在も継続しています。 防犯活動は、新型コロナウイルス感染症の影響で、活動の継続が危ぶまれている状況があります。地域の防犯力の向上や地域内の住民の結びつきを強化するため、	自治会の事務事業見直しについて、野田市自治会連合会と協議を進め、自治会の負担軽減を図るとともに、自治会連合会で組織する自治会加入率促進の部会と協力して、自治会加入率向上に向けての対策を検討していきます。 防犯活動では、基本的な感染対策を継続しながら、防犯パトロールへの参加や防犯合同研修会の実施等、防犯組合各支部の自主的な防犯活動を支援し、地域の防犯力の向上を図ります。	市民生活課	86	10

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	令和4年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番	
			取組実績	評価及び課題					
			<p>メニューとして追加するなど、自主防災組織の組織率向上や防災活動の活性化を図りました。</p> <p>集団資源回収に係る見直し案について、廃棄物減量等推進員地区代表者会議での決定を経て、自治会連合会常任理事会に報告したことから、令和5年度から次のとおり実施することとしました。地区資源回収委託料と資源再生利用促進助成金及び空きびん代の現金支給分を統合し、名称を資源回収報償金に改称した上で、資源回収量に一律単価を掛け合わせた額を交付することとし、申請頻度も毎月から3月に1度に見直すなど、自治会の負担軽減を図りました。</p> <p>防犯組合は、自治会連合会を単位とする17支部を中核として、区域内の自治会等を単位とする自主防犯活動を展開しており、例年、自主的な防犯活動の支援として、年末一斉防犯パトロールへの参加や防犯合同研修会等行っておりますが、令和4年度は、基本的な感染対策を徹底しながら、各支部による防犯パトロール、年末一斉防犯パトロールを実施しました。</p>	<p>継続した活動を行う必要があります。</p>					
	(4)行政職員の地域活動への参加	<p>地域活動へ参加することで、地域課題の適切な課題把握ができ、適宜対応していくことができるなど有意義であり、地域活動が活性化され、地域と行政の協働によるまちづくりの推進に資することから職員の地域活動への参加を要請していきます。</p>	<p>新規採用職員研修(第一次)において「市民の地域活動」、及び新規採用職員研修(第二次)において、「地域貢献～消防団の取組について～」の講義を設け、積極的に地域活動へ参加する意識を醸成するよう企図しております。</p>	<p>新規採用時に研修を行うことにより、地域貢献意識の高い職員を育成できるものと考えております。</p> <p>また、令和4年度は中止となりましたが、例年行われている夏の躍り七夕などには市外在住の職員も含め参加の協力を得ております。</p> <p>一方で、これら地域活動は、個人の活動に終始することから参加実態の把握ができない状況にあります。</p>	<p>新規採用職員研修(第一次)において「市民の地域活動」、及び新規採用職員研修(第二次)において、「地域貢献～消防団の取組について～」の講義を設け、積極的に地域活動へ参加する意識を醸成するよう企図しております。</p> <p>今後も同様のカリキュラムにて職員研修を進めてまいります。</p>	人事課	86	11	
地域共生社会の実現に向けた『体制づくり』	(1)地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備	<p>地域活動を通して把握された地域住民が抱える地域生活課題に関する相談について、住民の身近な圏域において包括的に受け止め、情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて支援関係機関につなぐことのできる体制の検討を進めます。</p>	<p>相談者の属性に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止める包括的な相談支援体制を整える重層的支援体制整備事業の準備事業を実施しました。その中で、相談体制のあり方や各支援機関との連携の仕方など、実施体制の検討を重ねるとともに、庁内関係課を対象に周知を図りました。</p>	<p>既に各分野において相談支援体制が構築されていますが、分野と分野、制度と制度の隙間に陥らせないためにも、各々の分野を横断的に繋げる役割を担う機関が求められます。</p> <p>複雑化・複合化した課題に対し、多くの支援機関を繋げる橋渡しとなる役割をどの機関が担うか、体制を整えることが重要です。</p>	<p>パーソナルサポートセンターを、総合的な相談を受ける部門として位置づけ、各分野にある既存の相談支援体制との連携を強化します。</p> <p>また、令和6年度から重層的支援体制整備事業を本格実施するため、各分野をつなぐ多機関協働の体制を整えます。</p>	生活支援課	86	12	

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	令和4年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
			取組実績	評価及び課題				
	(2)多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築	住民に身近な圏域にある相談機関では対応し難い複合的で複雑な課題や制度の狭間(はざま)にある課題等を多機関が協働して包括的に受け止めることのできる相談支援体制の検討を進めます。	複雑化・複合化した課題など、住民の身近な圏域にある相談機関単体では解決が困難な課題や、制度の狭間にある課題を解決するため、多機関をつなぐ支援体制のあり方について検討を重ねました。	既に各分野において相談支援体制が構築されていますが、分野と分野、制度と制度の隙間に陥らせないためにも、各々の分野を横断的に繋げる役割を担う機関が求められます。 複雑化・複合化した課題に対し、多くの支援機関を繋げる橋渡しとなる役割をどの機関が担うか、体制を整えることが重要です。	パーソナルサポートセンターを、総合的な相談を受ける部門として位置づけ、各分野にある既存の相談支援体制との連携を強化します。 また、令和6年度から重層的支援体制整備事業を本格実施するため、各分野をつなぐ多機関協働の体制を整えます。	生活支援課	87	13
	(3)地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備	住民の身近な圏域において、地域住民やボランティア、地域住民を主体とする地区社協、地域に根ざした活動を行うNPO等が中心となって、住民が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みることができる環境の整備の検討を進めます。	市民の皆さんに気軽に知ってもらうための企画である「こまめカフェ」を、令和5年3月12日に開催しました。また、市民活動に一般市民の方が参加しやすい機会作りと、登録団体間の絆作りを強化して地域の活動を更に活性化させることを目指し、初めての試みとして令和4年12月11日に、「福祉のまちづくりフェスティバル」「市民活動元気アップふえすた」「市民ふれあいハートまつり」の3つを「のだ市民活動ふれあいフェスティバル2022」として、同時に開催しました。 また、各地区社協で、「ふれあいいきいきサロン事業」や地域の特性に応じた事業を計画していましたが、新型コロナウイルス感染症の予防のため、事業を見直し、「ゆうあい訪問」等を実施しました。	新型コロナウイルス感染症の影響で、地区社協活動の多くが中止となりました。コロナ禍における地区社協の方針を示すため「新型コロナウイルス感染症に配慮した地区社協活動ガイドライン(第2次改訂版)」を作成し、各地区社協に配布しました。 感染収束後を見据え、地区社協活動の再開、活性化が課題です。	引き続き、住民の身近な圏域において、地域住民やボランティア、地域住民を主体とする地区社協、地域に根ざした活動を行うNPO等が中心となって、住民が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みることができる環境の整備を進めます。 社会福祉協議会においては、地区社協連絡会、地区社協ボランティアスタッフ懇談会を開催します。また、職員が各地区社協の役員会等に参加し、新型コロナウイルス感染症に配慮した地区社協活動ガイドラインを活用した上で、地区社協活動の活性化を後押しします。 さらに、地域共生社会の実現に向け、重層的支援体制整備事業への移行準備事業において、市民が主体的に地域課題の解決を図れる環境づくり、地域づくりの支援を行ってまいります。	市民生活課 社会福祉協議会 生活支援課	87	14
総合的・横断的なサービスの充実	(1)高齢者、障がい者、ひとり親家庭等の住宅弱者への対策の検討	高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯等の社会的に弱い立場の方々に、住宅情報の提供や、保証人がいないなどの理由で入居が困難な世帯への対応などの支援のほか、見守りや緊急時の対応など「居住の継続」に向けた支援について検討します。	「野田市住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業」を平成17年8月1日から実施しています。 高齢者世帯、障がい者、ひとり親家庭等の住宅弱者を対象に、家賃等の支払ができるにもかかわらず「条件の合う住宅を探すのが困難」、「連帯保証人がいない」、「入居後の生活が不安」などの理由で、市内の民間賃貸住宅への入居が困難な世帯へ、民間賃貸住宅情報の提供、保証会社や既存福祉サービスを活用した入居保証及び居住継続支援を行うとともに、市民税非課税の世帯に対しては家賃等保証委託契約時に要する費用の一部を助成することにより、入居の機会の確保及び入居後の安定した居住の継続を支援してい	保証人や賃貸情報に関しては不動産店の取り扱い債務保証会社が多数あることや、空き物件も多く賃貸物件が借りやすくなっていること等から利用者が少ない状況となっています。	住宅弱者からの民間賃貸住宅の入居に関する相談に対応し、事業の円滑な推進を図るため、協力不動産店及び関係部署への周知を行い、事業の広報・周知に努めていきます。	営繕課	88	15

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	令和4年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番	
			取組実績	評価及び課題					
			ます。 利用状況 [令和4年度実績](令和5年3月末現在) ・相談件数 2件 ・申請件数 1件 入居保証 0件 情報提供 0件						
	(2)地域での孤立死等への対策	地域で孤立して生活している方の理由として、高齢や障がい等様々なケースがあり、孤立していることで地域で暮らしにくくなるのが考えられます。このような状況では、安心して暮らせるまちとして地域全体が連携してそれぞれの役割を生かした対応が求められます。また、ひとり暮らしの高齢者や障がい者、家族同居世帯が全員亡くなる事案が発生する等、地域で孤立する恐れがあります。地域での孤立化を防止するためには、自治会、民生委員児童委員、地区社協、各団体等に近隣で助け合う地域の輪につながるよう支援するとともに、地域福祉活動を通して協定等の見守り体制の推進に努めていきます。	誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の自治会や民間企業の協力を得て、孤立死に繋がりやすい人を見つける手がかりや他者との関わりを拒否する人をさりげなく見守り、地域住民の異変を発見した場合に適切な支援に繋げることを目的に、地域住民の異変情報提供に関する協定を締結し、孤立死防止対策を進めました。 ・協定書締結状況 民間事業者19者(令和4年度末現在) (新聞販売店8者・宅配会社5者・郵便局他6者) ・情報提供 1件(死亡) 生活支援課職員他で対応。死亡者の仕事上の関係事業者からの通報。	孤立している方の実態、人数を把握することは困難なため、地域の自治会や民生委員児童委員、民間事業者等の協力を得て、異変を早期に発見し、適切な支援を行うことが求められます。また、高齢化に伴い、対象となる方が増加すると考えられるため、協力事業者等を増やすことが課題です。 併せて、自治会や民生委員児童委員、地区社協、各企業など幅広い連携を構築することで、地域共生社会の実現に向けた取組にも寄与するものと考えます。	地域での孤立化を防止するためには、日頃からの住民同士の結び付きが重要と考えられることから、自治会、民生委員児童委員、地区社協をはじめ、事業者等における各団体に対し、近隣での助け合いについて協力をお願いし、地域における共助の輪が広がるよう支援してまいります。	生活支援課	88	16	
	(3)子どもの健全育成に係る施策の総合的推進	妊娠期から出産、子育て期にわたる様々な相談に応じることで、ライフステージを通じて切れ目なく適切な支援につなげていきます。 児童虐待やひとり親家庭の増加等を背景に要保護児童が増えているため、児童福祉施策や教育行政に加え、様々な地域活動を組み合わせることで、総合的に対応していきます。	子どもの発達相談室と保健センターで連携し、母子健康手帳交付時や相談、乳幼児健康診査や訪問等の地区活動をおし、継続支援が必要な方には支援プランを作成しました。 妊産婦や子育てする方の不安感の解消や関係機関との連携を図り、児童虐待のリスクの軽減に努めました。 発達の支援が必要な未就学児は専門職が個別及び集団での支援を行いました。 産後ケア事業を実施し、産後うつ等、産後の心のケアや育児サポート等の支援を行いました。	子どもの発達相談室にて、臨床(発達)心理士、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、子育て支援総合コーディネーターを常時配置しており、専門的、多角的に迅速に相談に応じました。 産後ケアについては、母子健康手帳交付時、妊娠中の支援や新生児訪問等で周知を図った結果、令和3年度よりも申請者数も利用日数も増加しました。さらに、利用者のニーズを把握し利用につながるよう支援していく必要があります。	保護者から様々な悩みの相談を受けた際には、保護者や児が利用できるサービスの案内を実施するとともに、児童虐待やひとり親家庭に対応できるようにしてまいります。 妊娠届出時に必要なアセスメントを行い、支援が必要な妊婦については、必要に応じて関係機関と連携をとりながら、支援を行います。 専門職が家庭訪問を行うことにより、産婦や新生児・乳児だけでなく家族全体を対象ととらえた視点で支援を行います。 産後ケア事業では、出産直後の母子に対して、母親の身体的回復や心理的な安定等、きめ細かい支援を行う。申請者数及び利用日数は、令和3年度よりも増加傾向であるが、引き続き周知方法及び制度の拡充について、検討が必要です。 令和4年度より子どもの発達相談室が発足し、言語聴覚士が加わり、発達に課題を抱えたお子さんへの支援をより厚く実施している。虐待につながるケースの中には発達に課題のあるお子さんが含まれることも多く、育てにくさへの支援も積極的に実施してまいります。	保健センター	89	17	

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	令和4年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
			取組実績	評価及び課題				
効果的・効率的なニーズの把握と情報提供体制の整備	(1)効果的・効率的なニーズの把握	公的な福祉サービスに関する相談や苦情・要望については、これまで電話や郵便、ファックスやメール、来所により各担当部署で受け付けてきたほか、各課の会議等の場に出された意見等を書く関係部署へ報告してきました。さらに市民からの相談、苦情、要望をデータベース化し、市役所LANで検索可能なシステムを導入し、適切かつ早期に行える体制を整備していきます。	市民からの相談、苦情、要望等のデータベース化については、前年度に引き続き各所属において情報共有できる環境を整えるため、テスト環境を構築し、関係各課に動作確認を依頼しているところ。「市政メール問合せ」及び「市長への手紙」で寄せられた相談、意見、苦情は即日関係課へ転送し、対応を依頼しています。窓口や電話での市民相談では、市民相談係で話を伺った後、各担当窓口をご案内しています。また法律などの専門的な相談については、弁護士との法律相談や税理士との税務相談をご案内しております。	直接、市に入る相談や苦情、また各課で受け付けたものについて、適切かつ早期の対応を実施するためには、事例集的なものを作成し、情報を共有することで対応が可能となるか、関係各課で検討する必要がありますと考えますが、現在まで検討の場が設けられていないのが実情です。	公的な福祉サービスにかかわらず、市に対する様々な意見や苦情が増加しております。全ての相談・苦情・要望については、各課で回答をした内容を事例集として作成し、関係各課と調整のうえ、全庁的に共有できる仕組みを実装し、今後の市の取組の参考としてまいります。	行政管理課 生活支援課 総務課	90	18
	(2)誰もが必要な福祉情報を容易に入手できる情報提供体制の拡充・強化	【市のホームページ上に市内の福祉情報に関するポータルサイトを構築】 「総合ポータルサイト」の構築について情報収集及び内容を把握考慮し、最新の情報提供ができるよう検討します。 【福祉マップの作成】 障がいの有無にかかわらず誰もが活用できる公共施設等のバリアフリー情報について、市で作成する各種ガイドブック等に掲載できるよう関係部署と連携を図り、周知広報に努めていきます。 【転入者への担当民生委員の紹介】 転入してきた方に対し、相談者として民生委員(児童委員)の紹介及び一斉改選翌年には、担当地区へ民生委員名簿を全戸配布いたします。	【市のホームページ上に市内の福祉情報に関するポータルサイトを構築】 市ホームページは各担当課から更新された情報を確認し、そのまま掲載あるいは疑義がある場合は再確認してから掲載しています。 【転入者への担当民生委員児童委員の紹介】 9月に広報誌「みんせい」を発行紙、民生委員児童委員の活動を紹介します。まあ、新たに転入してきた方に対しては、転入届を提出される際、ご希望がある場合には生活支援課をご案内しております。	【市のホームページ上に市内の福祉情報に関するポータルサイトを構築】 ポータルサイトの構築には至っていないため、目的の情報を「検索」から探す状態になっています。 【転入者への担当民生委員児童委員の紹介】 転入者に対し、民生委員児童委員の名簿(担当地区)を配布できるかの検討が必要。現在は、広報誌「みんせい」に氏名、電話番号を記載しているが、住所は記載していません。	【市のホームページ上に市内の福祉情報に関するポータルサイトを構築】 市ホームページの令和4年度中の更新作業については、福祉関連のポータルサイトの構築までは想定していないため、ポータルサイトの構築のためには担当課と調整を行う必要があります。 【転入者への担当民生委員児童委員の紹介】 令和4年度に一斉改選があったことから、5年度において広報誌「みんせい」の臨時号を発行し、全委員の氏名及び電話番号を記載した一覧を掲載しました。5月に全戸配布しました。	PR推進室 障がい者支援課 生活支援課	90	19
福祉サービス利用者の相談体制の充実	(1)成年後見制度・日常生活自立支援事業の普及啓発	野田市社会福祉協議会が、平成27年度から日常生活自立支援事業の実施主体となり、平成29年1月からは、野田市成年後見支援センターを開設し、成年後見制度に関する相談対応、市民後見人の育成、法人後見事業を実施していることから野田市社会福祉協議会に対し助成を行っていきます。心配ごと相談運営委員及び相談員に対しては、成年後見制度・日常生活自立支援での財産問題などの専門的な相談にも応じることができるよう研修会を開催し、資質の向上に努めています。	障がい福祉ガイドブックに制度内容を掲載し、普及啓発に努めるとともに、市役所及び市内相談支援事業所の基本相談支援において、制度を必要とする方等への利用案内を実施しました。また、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会権利擁護部会において、成年後見制度の現状、課題について検討しました。 野田市社会福祉協議会が設置する野田市成年後見支援センターで、認知症や知的障がいなどの理由で判断能力が十分でない方が、地域で安心して暮らせるように、成年後見支援制度や日常生活自立	成年後見制度及び日常生活自立支援事業の普及、啓発と共に、病院や社会福祉協議会等の関係機関等との連携強化を図り、社会福祉協議会において、障がいがある人の成年後見を行いました。制度を必要とする方にさらに情報を確実に届けていく必要があります。 野田市成年後見支援センターへの相談件数、法人後見受任件数、日常生活自立支援事業の契約件数は依然として多数寄せられています。 サービスの質を向上させるため、職員体制の拡充、職員の専門性	障がい福祉ガイドブックに制度内容を掲載し、普及啓発に努めるとともに、市役所及び市内相談支援事業所の基本相談支援において、制度を必要とする方等への利用案内を引き続き実施します。 また、野田市成年後見支援センターの職員体制の充実、専門性の向上を図り、質の高いサービスが提供できるように取り組んでまいります。 ・野田市からの補助金 日常生活自立支援事業補助金 12,286,000円 成年後見制度利用促進事業補助金 3,890,000円	障がい者支援課 社会福祉協議会 生活支援課	91	20

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	令和4年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番	
			取組実績	評価及び課題					
			<p>支援事業を活用し、支援しました。</p> <p>【取組実績】</p> <p>(1)相談支援事業 ①相談件数 102件(延べ314回)</p> <p>(2)法人後見事業 ①新規受任件数 1件(後見1件) ②終了件数 2件 ③現受任件数 16件(後見14件 保佐2件)</p> <p>④後見支援員配置状況 ・現任者数 6人 ・登録者数 6人(市民後見人養成講座修了者)</p> <p>(3)市民後見人養成講座(野田市委託事業) 令和4年度の実施はありませんでした。</p> <p>(4)日常生活自立支援事業 ①新規契約者数 25人 ②解約者数 17人 ③現契約者数 100人 ④生活支援員配置状況 ・現任者数 18人 ・登録者数 12人</p> <p>・野田市からの補助金 日常生活自立支援事業補助金 12,286,000円 成年後見制度利用促進事業補助金 3,890,000円</p>	<p>の向上が課題です。</p>					
	(2)苦情解決処理システムの利用の促進(制度の整備)	<p>野田市社会福祉施設苦情解決システム運営要綱に基づき、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置するとともに、施設内の見えやすい場所に周知用チラシを掲示し苦情解決に努めます。</p>	<p>苦情解決システム運営要綱に基づき、市として福祉施設サービス苦情相談員を4名選任しております。</p> <p>その他、苦情受付担当者を選出し、各施設の見やすい場所に掲示するなど、広く周知に努めました。</p> <p>具体的に申出がなされた場合は、個人情報に関するものを除き、市報で公表することとしております。</p> <p>令和4年度においては、申出実績はありませんでした。</p>	<p>苦情解決システム運営要綱に基づき、市として苦情解決責任者及び苦情受付担当者を選出後、福祉施設へ掲示し、周知しました。今後も、利用者からの苦情解決のため、引き続き制度や事業の周知に努め、利用の促進を図る必要があります。</p>	<p>引き続き、苦情解決システムについて施設内において利用者へ周知を図るよう指導し、円滑な利用の促進を図ります。</p>	生活支援課	92	21	

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	令和4年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
			取組実績	評価及び課題				
	(3)地域包括支援センターの活用	市内4つの日常生活圏域にある地域包括支援センターでは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、虐待の防止・早期発見等の権利擁護事業、介護支援専門員への後方支援などを行ってまいります。	要支援1・2の方の介護予防ケアマネジメント(ケアプラン作成)実施人数は、延15,031人。うち介護予防・日常生活支援総合事業のみ利用したケアプラン作成数は5,614人。 ・総合相談・支援の人数は延24,486人。うち、虐待等権利擁護に関する人数は、870人。 ・介護支援専門員への後方支援については、延1,056人に実施しました。 ・令和4年4月1日付けで野田市東地域包括支援センターを新設し、市役所内地域包括支援センターを基幹型と位置づけました。	介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護事業、介護支援専門員への後方支援について、高齢者の増加に伴い、支援対象者が増加している中、今後も支援が必要な高齢者等の早期発見、対応をするうえで、関係機関との連携や協力体制がさらに重要になると考えます。	今後も、引き続き関係機関との連携を図りながら、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護事業、介護支援専門員への後方支援など、支援が必要な高齢者等の早期発見・対応を実施し、効果的・継続的な支援に努めます。	高齢者支援課	92	22
生活困窮者の支援	(1)日常生活の支援	「野田市住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業」により、条件に見合わない理由による民間賃貸住宅への入居が困難な世帯へ、住宅情報の提供、保証会社や既存福祉サービスを活用した入居保証及び居住継続支援を行っています。それとともに非課税の世帯に対し、家賃保証委託契約時に要する費用の一部を助成し、入居の機会の確保と入居後の安定した居住の継続を支援し、また、離職による生活困窮者等の住宅に対し、家賃相当の「住居確保給付金」を支給しています。 今後は、生活困窮世帯の包括的な実態把握に努め、必要に応じた生活支援事業の継続と様々な支援について検討し、必要な施策と支援体制の強化を図ります。 また、医療・介護扶助等のサービスを安心して受けられるよう関係機関相互の連携を強化し、継続的に実施してまいります。	野田市住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業 利用状況 [令和4年度実績](令和5年3月末現在) ・相談件数 2件 ・申請件数 1件 ・入居保証 0件 ・情報提供 0件 生活困窮者世帯の包括的な支援を行いながら、支援体制の強化を図るため、相談支援関係機関と情報共有の円滑化及び効果的・効果的な支援を行うため、毎月1回、支援調整会議を実施しました。 また、コロナ禍における新たな経済支援策として、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金と住民税非課税世帯等に対する臨時給付金、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を支給しました。 ○支援調整会議 12回開催、104ケース検討 ○住居確保給付金 支給人数 34人 延べ支給月数 113月 支給額 1,147,992円 ○新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 支給人数 69人 延べ支給月数 179月 支給額 14,320,000円	保証人や賃貸情報に関しては不動産店の取り扱う債務保証会社が多数あることや、空き物件も多く賃貸物件が借りやすくなっていること等から利用者が少ない状況となっています。 また、住居確保給付金、自立支援金などの経済的な支援を最大限活用しても、なお、自立へ結びつかない方もいる状況です。	住宅弱者からの民間賃貸住宅の入居に関する相談に対応し、事業の円滑な推進を図るため、協力不動産店及び関係部署への周知を行い、事業の広報・周知に努めていきます。 また、生活困窮に関しては、パーソナルサポートセンターを中心として、ハローワーク、社会福祉協議会、営繕課、生活支援課の連携・協働に努め、就労支援の強化や既存の制度活用で自立に繋がる支援を実施して参りますが、なお自立が困難な方については生活保護の受給へつなぎ、支援を続けて参ります。	営繕課 生活支援課	92	23

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	令和4年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
			取組実績	評価及び課題				
			○住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給 支給人数 4,106人 支給額 410,600,000円 ○電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 支給人数 14,383人 支給額 719,150,000円					
	(2) 自立に向けた支援	平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援法の必須事業である「自立相談支援事業」により、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図り、また、令和元年度から就労・家計など様々な面からの自立に向けた包括的な支援として、「自立相談支援事業」、「就労準備支援事業」、「家計改善支援事業」の三事業を一体的に行っております。今後も、支援対象者の掘り起こしと就労その他の自立に向けた支援を行ってまいります。	パーソナルサポートセンターにおいて、就労支援や住宅喪失、多重債務、ひきこもりをはじめとした心の健康等、様々な問題に直面している方の課題解決に向け、寄り添い型の相談・支援を継続的に実施しました。 ○生活困窮者自立相談支援事業 新規相談者数 320人 継続相談者数 延べ 1,836人 支援件数 4,140件 (うち電話 2,399件) ○就労準備支援事業 受付件数 90件 利用者数 延べ 90人 (利用回数 859回) ○家計改善支援事業 新規相談者数 134人 継続相談者数 79人 改善者数 46人	前年度と比較し、相談者、相談件数に減少傾向が見られるなど、新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着いてきたものと思われま。一方で、就労準備支援事業については利用者、利用回数ともに増加していることから、多機関による関わりが、より強く求められます。	引き続き、生活支援課とパーソナルサポートセンター、ハローワーク、就労準備においては受託事業者であるNPO法人アースアズマザー千葉との連携に努め、常用収入による自立に向け支援を行ってまいります。	生活支援課	93	24
	(3) 学習支援事業	平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援法の「子どもの学習支援事業」を、経済的な理由により学校以外に学習の機会のない中学生を対象に実施しました。 平成30年度からは、小学3年生も対象にし、「子ども未来教室」として引き続き実施してまいります。	経済的な理由により学習機会の少ない中学生を対象に実施してきた「ステップアップセミナー」を、平成29年度からは、「子ども未来教室」として、受講者を限定することなく基礎学力の向上や学習習慣の定着を希望する中学生全体に拡大して英語と数学の学習支援を、30年度からは、授業への理解の差が目立ってくる小学校3年生も対象として、国語、算数の学習支援を実施しており、令和4年度も引き続き実施しました。 なお、新型コロナウイルス感染防止のため、一部休講期間が生じましたが、家庭学習用のプリントを配付し添削した後に返却する方式で実施しました。 【対象者】 受講を希望する市内公立小中学	○小学校3年生 全体の延べ受講人数は昨年度より減となりましたが、出席率はほぼ横ばいでした。 事業終了後の児童アンケートでは、「算数または国語が好きになった」、「両方が好きになった」と回答した児童が約9割となり、学習への興味関心を高めることにつながりました。 ○中学生 昨年度より実施回数が増えたことから、全体の延べ受講人数は大幅増となりました。 学習効果を確認するために実施した英語・数学の総合テストの結果を考察すると、問題の分野によっては正解が全くない生徒も多かったという課題が浮かび上がり	今後も児童・生徒5人までにつき講師1人を配置するとともに、よりきめ細やかな対応を図るため、習熟度や学習の取組状況など、個々の状況に対応して学習支援できるよう、少人数グループごとに担当の講師を決める。また、配慮を要する児童・生徒に対して講師を加配する等の体制をとり、充実を図ります。 児童、生徒の基礎学力の向上や学習習慣の定着、学習に対する興味関心を高められるようにするため、学習プリントによる反復学習を取り入れるなど自ら学習し、努力を重ねていけるように学習のサポートを図ります。	生涯学習課	93	25

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	令和4年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
			取組実績	評価及び課題				
			校に通う小学校3年生及び中学校1年生から3年生まで 【開催期間】 ・小学校3年生 令和4年5月9日～令和4年10月31日 (毎週1回、平均11回) ・中学生 令和4年4月25日～令和5年3月24日 (毎週1回、平均38回) 【開催場所】 ○小学生 各学校の特別教室等 ○中学生:中央公民館、第二中学校、東部公民館、南コミュニティ会館、南部梅郷公民館、北コミュニティ会館、北部公民館、川間公民館、福田公民館、関宿公民館、二川公民館、木間ヶ瀬公民館の12会場 【最終実績】 ○小学生 受講者登録者数 340人 全体の出席率 94.6% 全体の延べ受講人数 3,325人 ○中学生 受講者登録者数 338人 全体の出席率 59.4% 全体の延べ受講人数 7,624人	ました。 ○全体 新型コロナウイルス感染症の影響により、休講とした期間がありましたが、継続して基礎学力の向上に取り組むため、自宅で自習するための学習プリントを配付しました。 児童、生徒の基礎学力の向上や学習習慣の定着、学習に対する興味関心を高めるためには、個々の理解度に応じた指導をしていく必要があります。				
	(4)生活困窮者支援を通じた地域づくり	生活困窮者を支援する過程において、必要な社会資源の活用、就労先の開拓、様々な社会参加の場づくりが必要になります。今後、住民の理解促進を図りながら必要な地域支援ネットワークの構築等を進めていきます。	相談者の属性に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止める包括的な相談支援体制を整える重層的支援体制整備事業の準備事業を実施しました。その中で、相談体制のあり方や各支援機関との連携の仕方など、実施体制の検討を重ねるとともに、庁内関係課を対象に周知を図りました。	既に各分野において相談支援体制が構築されていますが、分野と分野、制度と制度の隙間に陥らせないためにも、各々の分野を横断的に繋げる役割を担う機関が求められます。 複雑化・複合化した課題に対し、多くの支援機関を繋げる橋渡しとなる役割をどの機関が担うか、体制を整えることが重要です。	パーソナルサポートセンターを、総合的な相談を受ける部門として位置づけ、各分野にある既存の相談支援体制との連携を強化します。 また、令和6年度から重層的支援体制整備事業を本格実施するため、各分野をつなぐ多機関協働の体制を整えます。	生活支援課	93	26
バリアフリー社会の確立	(1)ハード面のバリアフリー化	福祉のまちづくりパトロールなど、市独自の事業活動を引き続き推進していきます。公共施設のバリアフリー化については、福祉のまちづくり運動推進協議会の意見を踏まえ進めます。	福祉のまちづくりパトロールに基づく歩道等の改修は、市内を一巡したことから一旦凍結とし、令和3年度からは公共施設のバリアフリー改修に特化して実施しています。 令和4年度においては、野田市福祉のまちづくり運動推進協議会による協議を経て、島会館トイレ洋式化工事、福田公民館トイレ洋式化工事、いちいのホールトイレ洋式化工事を実施しました。	公共施設のバリアフリー化については、ファシリティマネジメントの基本方針に基づき実施した「公共施設のバリアフリー化に対するニーズ調査」の結果や利用状況、優先度等を踏まえ、野田市福祉のまちづくり運動推進協議会を経て実施しております。	歩道等において改修を要する箇所については、常時、全市的な観点から、公共施設の管理者による点検に加え、協議会においては、日常生活の中で危険箇所などの指摘を、福祉部が窓口となって受け付けております。 また、引き続き公共施設のバリアフリー改修に取り組んで参ります。	生活支援課 営繕課	94	27

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	令和4年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
			取組実績	評価及び課題				
	(2)ソフト面のバリアフリー	<p>【心のバリアフリーの推進】 関係団体等の協力を得て、家庭、学校、地域での心のバリアフリーを推進していきます。</p> <p>【障がい者等に対する防災面でのバリアフリー】 災害時の避難に特に配慮を要する避難行動要支援者の名簿整備が市町村の責務とされ、事前に同意確認を行うことで避難支援団体等への名簿の事前提供が可能となったことから、避難支援団体等と事前の情報共有を図り、災害時における実効的な避難支援活動が行われる体制づくりを進めます。</p>	<p>毎月1日号の市報のだにおいて、「みんなで支えるバリアフリー」を連載し、広く周知を図りました。世界自閉症啓発デー及び発達障害啓発週間においては、庁内職員にブルーリボンの着用を呼び掛けるとともに、障がい者団体が作成した啓発用懸垂幕を掲示し、啓発を行いました。</p> <p>【福祉のまちづくりフェスティバル】 令和4年12月11日に「市民ふれあいハートまつり」「市民活動元気アップふえすた」と合わせた「のだ市民活動ふれあいフェスティバル2022」として、3つを同時に開催しました。</p> <p>【福祉のまちづくり講座】 「ニュースポーツを体験しよう」「さまざまな障がいを理解しよう」「地域でふれあい支えあい～パラスポーツからのメッセージ」 会場：北部公民館(3回) 51名参加 木間ヶ瀬公民館(2回) 10名参加</p>	<p>障がいのある人となない人が共に生きていく社会の実現に向けて、一緒に参加できる各行事への参加を支援する必要があります。自力避難が可能な方や家族が支援可能な方など、避難できる方が名簿に登載されていることや、地域の高齢化により支援者が見つからないなどの課題があります。</p>	<p>市報等により広く障がいのある人に対する理解を促進するとともに、障がいのある人となない人が共に生きていく社会の実現に向けて、一緒に参加できる各行事への参加を支援します。</p> <p>【福祉のまちづくりフェスティバル】 11月19日に「市民活動ふれあいハートまつり」「市民活動元気アップふえすた」との同時開催を予定しております。福祉のまちづくりを推進するために、福祉に対する様々な視点から講座を開催する予定です。 会場：川間公民館、福田公民館</p> <p>避難行動要支援者支援計画の見直しを行い、要支援者の避難方法や避難支援者の確保の方法を検討し、実効性のある支援計画の策定に努めます。</p>	障がい者支援課 生活支援課 高齢者支援課	94	28
福祉活動の活性化を通じた地域の活性化	(1)コミュニティビジネスの検討	<p>地域住民が主体的に地域の人材やノウハウ、資金等を活かして継続的に事業を行い、地域課題をビジネスの手法で解決するコミュニティビジネスの立ち上げ支援について検討しています。(これまで「ふれあい喫茶つくしんぼ」という喫茶店ビジネス形態で対応している例があります。)今後とも、引き続き情報収集を行い調査研究していきます。</p>	<p>地域産業の振興及び発展を図るため、本市の特性を生かした一般消費者向けの新商品の開発に取り組む事業者(中小企業者、学校法人、NPO法人等)を対象に補助金を交付して支援する「野田市商品開発事業」を実施しました。</p>	<p>令和4年度新規商品開発事業採択商品「関宿城出世カレー(野田さくらポーク)」について販売を開始しました。</p> <p>令和3年度に採択した3商品「関宿城出世カレー」「夢中になるバウムクーヘン」「夢中になるぶっかけパスタ醤油」については、継続して製造・販売を行っています。</p> <p>事業者に偏りがあることや、農業との連携がないことから、農家等への働きかけや開発された商品の販売実績確認や販路拡大への支援などのフォローが必要です。</p>	<p>引き続き、地域産業の振興及び発展を図るため、本市の特性を生かした一般消費者向けの新商品の開発に取り組む事業者(中小企業者、学校法人、NPO法人等)を対象に補助金を交付して支援する「野田市商品開発事業」を実施します。</p> <p>新商品の開発及び販路拡大を支援することで、企業・農業連携による6次産業化を図ります。</p> <p>【対象事業】 ・「新規商品開発事業」 販売を目的として、本市の農産物や産品、歴史、風土、文化的背景等を活用した加工品等の開発を行います。 ・「既存商品改良事業」 加工品等の改良により付加価値の向上及び販売の拡大を図ります。 また、市報、市ホームページへの掲載を始め、市役所1階ラウンジに設置している「野田市の物産」ショーケースでの展示などにより積極的にPRしていくことで商品の販売拡大を支援していきます。</p>	商工労政課 生活支援課	95	29

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	令和4年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
			取組実績	評価及び課題				
	(2)福祉協力店制度の検討	福祉活動に積極的に取り組む企業・店舗等と協力し、障がい者団体連絡会の作成した「やさしい街マップ」と効果的に連携をとり市民に情報提供する「福祉協力店制度」の導入等、様々な事例を参考にしながら、制度の在り方などについて調査研究していきます。	現在のところ、「福祉協力店制度」の実施には至っておりませんが、引き続き、この制度を実施している全国の社会福祉協議会での事例など、実態把握のための情報収集を行いました。	「福祉協力店制度」の内容について、実施するサービスの範囲をどの程度とするかは自治体で異なりますが、この制度を利用することで地域での見守り、孤立化の防止対策として有効と考えられます。実施にあたっては、社会福祉協議会の役割が不可欠であるため、実施に当たっては野田市の実態にあった内容となるよう検討を続ける必要がある。	「福祉協力店制度」のあり方などについて、情報収集や分析を続けるとともに、野田市社会福祉協議会と協議し、事業を導入する場合の方向性を含めた研究を続けて参ります。	社会福祉協議会 生活支援課	96	30

関連事業	事業内容及び方針	生きる支援の関連施策		令和4年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
		事業名	「生きる支援」事業内容	取組実績	※評価(記号)				
(1)地域におけるネットワークの強化	【地域におけるネットワークの強化】 生活全般に関わる様々な問題を抱える市民に対し、一体的な支援を地域で展開していくための拠点を設置するとともに、自治会等の関係機関との連携強化を更に進めることで、地域で自殺リスクの高い市民を早期に発見し、自殺対策との連携を強化します。 【特定の問題に関する連携・ネットワークの強化】 自殺対策と生活困窮者に対する各種事業との連携を強化し、自殺リスクの高い生活困窮者を関係機関が連携して支援できるよう情報共有するなど、支援を行うための基盤を整備します。	コミュニティづくりの推進	自治会役員等を対象にした、コミュニティ活動に関する研修会等の中で自殺対策についても言及してもらうことで住民間での意識の醸成の機会となり得る。	令和4年7月18日に開催された野田市自治会連合会主催の「新任自治会長研修」において、市が作成した自殺対策リーフレット「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて～相談窓口のご案内」の写しを資料として配布し、今後、悩みを抱える会員から相談を受けた際には、これら相談窓口を紹介いただくよう周知を行いました。	○	令和5年7月に、令和5年度の新任自治会長研修が開催される予定のため、野田市自治会連合会の研修会担当者と協議し、同研修会の中で引き続き、自殺対策について周知いただくよう協力をお願いしてまいります。	市民生活課	108	31-1
		市民活動支援センターの運営	地域の課題として、自殺問題を取り上げることで、行政と民間が連携して「地域づくり」として自殺対策を推進するための基盤づくりになり得る。	市民活動支援センターに自殺対策を課題として活動している団体の登録がなく、相談や支援を行っていませんでした。	×	自殺対策を課題として活動する市民活動団体には、市民活動支援センターで相談や支援を行います。	市民生活課	108	31-2
		地域ケア会議	地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報等を把握し、地域ケア会議で共有することで、関係者間での連携の強化につなげ、高齢者の自殺防止につながる。	地域ケア個別会議開催回数 30回 地域ケア地区別会議開催回数 8回 地域ケア包括会議 1回 地域ケア推進会議 1回	◎	今後も、引き続き関係機関との連携強化を更に進めることで、地域で自殺リスクの高い市民を早期に発見し、自殺対策との連携を強化します。	高齢者支援課	108	31-3
		高齢者虐待防止ネットワーク協議会	高齢者虐待防止ネットワーク協議会の各会議において虐待事案として把握した内容を、情報共有することで、関係者間での連携の強化につなげ、高齢者の自殺防止につながる。	高齢者虐待防止ネットワーク協議会代表者会議開催回数 1回(書面開催)	◎	今後も、引き続き関係機関との連携強化を更に進めることで、地域で自殺リスクの高い市民を早期に発見し、自殺対策との連携を強化します。	高齢者支援課	108	31-4
		生活困窮者自立支援事業	生活保護に至る前の生活困窮者に対し、経済的・社会的自立を支援するため、就労や生活に関する相談に応じ、必要な知識や情報の提供及び助言を行うとともに、本人の状態に応じた就労準備支援や家計改善支援等を行うことで、自殺リスクの軽減を図る。	パーソナルサポートセンターにおいて、就労支援や住宅喪失、多重債務、ひきこもりをはじめとした心の健康等、様々な問題に直面している方の課題解決に向け、寄り添い型の相談・支援を継続的に実施しました。 ○生活困窮者自立相談支援事業 新規相談者数 320人 継続相談者数 延べ 1,836人 支援件数 4,140件 (うち電話 2,399件) ○就労準備支援事業 受付件数 90件 利用者数 延べ 90人 (利用回数 859回) ○家計改善支援事業 新規相談者数 134人 継続相談者数 79人 改善者数 46人	○	引き続き、生活困窮者の課題解決に向けた相談・支援を通じて、自殺リスクの軽減を図ります。	生活支援課	108	31-5

関連事業	事業内容及び方針	生きる支援の関連施策		令和4年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
		事業名	「生きる支援」事業内容	取組実績	※評価(記号)				
		要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童・要支援児童等について、関係機関と連携し、情報を共有の上適切な支援をすることで、児童、又は保護者の自殺防止につなぐ。	<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童対策地域協議会の運営 <ul style="list-style-type: none"> 代表者会議2回 実務者会議13回 個別支援会議106回 児童虐待相談受付件数 472件 進行管理件数(延べ人数)737人 進行管理台帳に登録されている子どもで学校・保育園等に所属している場合、所属機関と毎月1回書面による情報交換 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認について <ul style="list-style-type: none"> 子ども家庭総合支援課への情報提供件数 28件 安全確認、出国確認等により対応済みの件数 28件 児童虐待防止推進月間の取組 「わたしの願う家族・家庭」ポスター展 <ul style="list-style-type: none"> 応募総数333点(小学校332点・中学校1点) 優秀作品を市ホームページにて公開 児童虐待防止ステッカー等を公用車及び市内タクシー事業所の車両に装着し児童虐待防止意識の向上を図った。 児童虐待を伴うDV相談件数 <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度新規DV相談43件中26件 	◎	<ul style="list-style-type: none"> 野田市児童虐待防止対応マニュアル(児童相談所編)、(学校編)、(保育所・幼稚園・学童編)、(母子保健編)、(警察編)の見直し[随時] 母子保健事業との連携と子育て支援事業を活用した虐待の未然防止の推進 要保護児童対策地域協議会による要保護ケースの進行管理 虐待通告受理後、原則として当日に安全確認を行うことの徹底 学校等から依頼があった場合の、警察官OBの同行訪問の実施 児童虐待防止推進月間におけるポスター展等の啓発事業、教職員等対象意見交換会・討論会、実務者研修会の実施 進行中の児童虐待の事例について学校等との定期的な情報交換 毎月開催される民生委員児童委員地区定例会での情報共有 	子ども家庭総合支援課	108	31-6
		障がい者基本計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定事業	障がいに関する計画の推進について、調査審議を行う機関であり、障がい者福祉事業と自殺対策事業との連携可能な部分の検討を進めることにより、両事業の更なる連携の促進を図る。	令和2年度に策定した第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画において、地域の社会的資源の連携を基盤とする相談支援体制の充実・強化を達成すべき目標に設定しました。また、計画に基づく施策や取組の進捗状況の評価又は検証を実施しました。	◎	協議会計画に基づく施策や取組について、進捗状況の評価及び検証を実施します。また、令和6年度を開始年度とする第4次野田市障がい者基本計画及び第7期野田市障がい福祉計画、第3期のだし障がい児福祉計画を策定し、障がいに関する計画の推進を図ります。	障がい者支援課	108	31-7
		野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会運営業務	地域の福祉・医療・教育及び就労に関連する業務に従事する者により構成される機関であり、各種支援機関の連携により構築された連携体制は、自殺対策を展開する上での基盤となる。	自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の専門部会として6部会を開催したほか、精神障がいにも対応した地域ケアシステム構築のための協議の場を設置し、情報を共有するとともに連携体制を拡充しました。	◎	自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の本会、専門部会並びに精神障がいにも対応した地域ケアシステム構築のための協議の場で情報を共有し、地域の連携体制の強化を図ります。	障がい者支援課	108	31-8

関連事業	事業内容及び方針	生きる支援の関連施策		令和4年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
		事業名	「生きる支援」事業内容	取組実績	※評価(記号)				
(2)自殺対策を支える人材の育成	【ゲートキーパー養成講座】 ゲートキーパーは、保健、医療、福祉、教育、経済、労働などの様々な分野において、問題を抱えて悩み、自殺を考えている人に気づき、声かけ、話を聞いて、必要な支援や相談へとつなぎ、見守る役割を担います。そのゲートキーパーを養成するための講座を開催し、身近な地域で支え手となる市民の育成を進めることで、地域における見守り体制を強化します。	職員向けゲートキーパー養成研修	窓口における各種相談や税金・保険料等の徴収業務の機会を利用することで、自殺のリスクを抱えた市民を早期に発見し、支援へとつなぐ役割を担える人材を育成する、ゲートキーパー養成研修を実施する。	税金や保険料等の納付相談において、自殺リスクが窺える市民の存在に気づいた際には、パーソナルサポートセンターへ同行し、生活全般にわたって相談を受け支援に繋げるよう、担当課職員への周知を行いました。	×	各種の相談業務の中で、自殺リスクを抱えた市民に気づくことで支援につなぐことができるものであり、部署に関わらず全職員がゲートキーパーであるとの意識を強く持つよう、接し方や対応方法などのスキルを周知してまいります。	生活支援課	109	32-9
		一般向けゲートキーパー養成研修	身近な地域で支え手となる市民や日頃から市民への見守り活動等に尽力している民生委員児童委員等を対象にゲートキーパー養成研修を実施する。	10月20日に開催された野田市民生委員児童委員協議会の全体研修終了後、159名の出席者に対し、生活支援課職員による自殺対策に係る説明会を実施しました。その中で、地域におけるゲートキーパーの役割として、「気づき」をもっていたき、地域の見守り強化について協力を依頼しました。	○	新たに民生委員児童委員となった方もいることから、地域における身近なゲートキーパーとして、悩みを抱えている人に気づき、声をかけ、傾聴して支援につなぐ役割を担えるよう、研修会を行ってまいります。	生活支援課	109	32-10
		ボランティア活動団体	ボランティア活動を行う団体に対し、ゲートキーパー養成研修の案内と受講の推奨を行う。	地域において自殺を思い立つ要因を抱えた方の情報をいち早くつかみ、支援につなげる身近な存在として、民生委員に対する研修を先に行うこととしたため、ボランティア団体への研修は見送ることとなりました。	×	引き続き、地域における相談や支援の窓口の役割を担う民生委員に対する研修を実施するとともに、各種団体に対してもゲートキーパーの役割に関する資料や相談窓口等を案内する資料を提供し、様々な場面で「気づき」が生まれ、支援に繋がるよう、生きるための支援を行う人材の育成に努めます。	生活支援課	109	32-11
		青少年対策事務	青少年のスカウト連絡協議会、野田市子ども会育成連絡協議会等の青少年健全育成各団体にゲートキーパー養成研修の案内と受講の推奨を行う。	ゲートキーパー養成研修が開催されなかったことから、青少年健全育成各団体に案内と受講の推奨を行いませんでした。	×	青少年のスカウト連絡協議会、野田市子ども会育成連絡協議会等の青少年健全育成各団体にゲートキーパー養成研修の案内と受講の推奨を行います。	生涯学習課	109	32-12
		学童保育事業	学童保育を通じて、保護者や子どもの状況把握を行う機会が多々あることから、学童保育所の職員にゲートキーパー養成研修の案内と受講の推奨を行う。	市主催のゲートキーパー養成講座の実施がなく研修の案内と受講の勧奨は行いませんでしたが、9月の自殺予防週間に合わせ、指導員に厚生労働省発「誰でもゲートキーパー手帳」を配布し制度についての周知を図りました。	○	児童や保護者と接する機会が多い学童保育所の職員に、自殺予防対策に関する養成研修または自殺対策講座の案内と受講の推奨を行います。 9月の自殺予防週間または3月の自殺対策強化月間に合わせ、厚生労働省発「誰でもゲートキーパー手帳」を配布し、制度について理解を深めることで、自発的な講座受講を促進します。	児童家庭課	109	32-13

関連事業	事業内容及び方針	生きる支援の関連施策		令和4年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
		事業名	「生きる支援」事業内容	取組実績	※評価(記号)				
		ファミリー・サポート・センターの運営	子育てに関連する悩みや自殺リスクの把握についての理解が深まり、必要時には専門機関の支援につながるなど、気付き役やつなぎ役の役割を担えるようになることから、会員を対象にゲートキーパー養成研修の案内と受講の推奨を行う。	市主催のゲートキーパー養成講座の実施がなく研修の案内と受講の勧奨は行いませんでしたが、9月の自殺予防週間に合わせ、事務局を通じアドバイザーに厚生労働省発「誰でもゲートキーパー手帳」を配布し制度についての周知を図りました。	○	直接子育て支援に携わる提供会員に助言を行うファミリーサポートセンターのアドバイザーに、自殺予防対策に関する養成研修または自殺対策講座の案内と受講の推奨を行います。 9月の自殺予防週間または3月の自殺対策強化月間に合わせ、厚生労働省発「誰でもゲートキーパー手帳」を配布し、制度について理解を深めることで、自発的な講座受講を促進します。	児童家庭課	109	32-14

関連事業	事業内容及び方針	生きる支援の関連施策		令和4年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
		事業名	「生きる支援」事業内容	取組実績	※評価(記号)				
(3)市民への啓発と周知	<p>【リーフレット等の作成と配布】 各種手続等で窓口を訪れた市民に対し、生きる支援に関する相談先を掲載したリーフレットを配布することで情報周知を図ります。 【地域のネットワーク会議を活用した情報提供】 社会福祉協議会や市民活動団体など、様々な分野の支援者にリーフレットを配布することで、情報の周知を図ります。</p> <p>【自殺予防週間と自殺対策強化月間の周知】 9月の自殺予防週間と3月の自殺対策強化月間の周知を図ります。</p> <p>【高齢者や障がい者向け啓発資料への情報掲載】 高齢者や障がい者向けリーフレット等に、生きる支援に関連した相談先の情報を掲載します。</p>	自殺予防週間や自殺対策強化月間の周知	9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に合わせ、市報に相談窓口等を掲載し周知を図る。	生きる支援に関する相談機関や相談窓口を掲載した「自殺予防対策リーフレット」を作成し、9月の自殺予防週間(9/10~16)に合わせて公共施設窓口へ配架し、市民に対する情報の周知を図りました。 また、市ホームページに自殺対策のページを設け、広く市民に周知を図りました。	◎	9月の自殺予防週間に合わせてリーフレットを作成し、公共施設に配架して周知を図ります。	生活支援課	109	33-15
		図書館での自殺対策の啓発	自殺対策強化月間の周知に合わせて、自殺に関するコーナーを設置し、「いのち」や「心の健康」をテーマにした関連図書の展示等により啓発を図る。	自殺予防週間(9/10~16)に南図書館において、「こころの処方箋」をテーマに資料展示を実施しました。 自殺対策強化月間(3月)に興風図書館において、「まもろうよこころ」をテーマに関連資料の展示を実施しました。	◎	9月の自殺予防週間及び3月の自殺対策強化月間に合わせて、自殺予防に関するコーナーを設置し、「いのち」や「心の健康」をテーマにした関連図書の展示等を市内図書館1か所で順番に啓発を行います(9月せきやど図書館、3月北図書館)。	興風図書館	109	33-16
		老人福祉センターの運営	高齢者向け相談機関の窓口一覧情報等を施設内に掲示することにより、高齢者への相談先情報等の周知を図る。	高齢者向け相談機関の窓口一覧情報等を掲示し、高齢者への相談先情報等の周知を実施しました。	◎	高齢者向け相談機関の窓口一覧情報等を掲示し、高齢者への相談先情報等の周知をしていきます。	高齢者支援課	109	33-17
		中根地域福祉センターの運営	相談機関の窓口一覧情報等を施設内に掲示することにより、利用者への相談先情報等の周知を図る。	高齢者向け相談機関の窓口一覧情報等を掲示し、高齢者への相談先情報等の周知を実施しました。	◎	高齢者向け相談機関の窓口一覧情報等を掲示し、高齢者への相談先情報等の周知をしていきます。	高齢者支援課	109	33-18
		閑宿福祉センターやすらぎの郷の運営	相談機関の窓口一覧情報等を施設内に掲示することにより、利用者への相談先情報等の周知を図る。	高齢者向け相談機関の窓口一覧情報等を掲示し、高齢者への相談先情報等の周知を実施しました。	◎	高齢者向け相談機関の窓口一覧情報等を掲示し、高齢者への相談先情報等の周知をしていきます。	高齢者支援課	109	33-19
		コミュニティづくりの推進	自治会役員等を対象に、コミュニティ活動に関する研修会の中で自殺対策についても言及してもらうことで、住民間での意識の醸成と事業の周知を図る。	令和4年7月18日に開催された野田市自治会連合会主催の「新任自治会長研修」において、市が作成した自殺対策リーフレット「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて～相談窓口のご案内」の写しを資料として配布し、今後、悩みを抱える会員から相談を受けた際には、これら相談窓口を紹介いただくよう周知を行いました。	○	令和5年7月に、令和5年度の新任自治会長研修が開催される予定のため、野田市自治会連合会の研修会担当者と協議し、同研修会の中で引き続き、自殺対策について周知いただくよう協力をお願いしてまいります。	市民生活課	110	33-20

関連事業	事業内容及び方針	生きる支援の関連施策		令和4年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
		事業名	「生きる支援」事業内容	取組実績	※評価(記号)				
		人権教育・啓発に関する野田市行動計画	講演会等の中で、自殺対策に関連した内容を取り上げるにより、住民への情報周知や啓発を図る。	・人権教室(小学校)の実施 12月7日(清水台小)、8日(木間ヶ瀬小)、9日(南部小) ・人権講演会(中学校)の実施 7月19日(二川中)、9月2日(福田中)、9月～3月DVD視聴(川間中、北部中) ・人権・男女共同参画にかかるパネル展 自殺予防月間のポスターや相談窓口を掲示しました。 令和5年3月15日～3月20日 市役所1階ふれあいギャラリー	◎	・人権教室(小学校・12月実施予定) ・人権講演会(中学校・7月実施予定) ・人権・男女共同参画にかかるパネル展にて、関連展示を行います。 令和6年1月31日～2月6日(予定) ・市報「みんなで支えるバリアフリー」にて、人権啓発記事を載せる際に自殺防止の大切さについて触れることとします。	人権・男女共同参画推進課	110	33-21
		男女共同参画計画	講演会等や啓発情報誌の中で、自殺対策に関連した内容を取り上げるにより、住民への情報周知や啓発を図る。	人権・男女共同参画にかかるパネル展において、自殺予防月間のポスターや相談窓口を掲示しました。 令和5年3月15日～3月20日 市役所1階ふれあいギャラリー	◎	・人権・男女共同参画にかかるパネル展にて、関連展示を行います。 令和6年1月31日～2月6日(予定) ・市報「みんなで支えるバリアフリー」にて、人権啓発記事を載せる際に自殺防止の大切さについて触れることとします。	人権・男女共同参画推進課	110	33-22
		育英資金に関する事務	支給対象の学生に、生きる支援に関する相談先等の掲載されたリーフレットを配布することで、支援先の情報周知を図る。	貸付の際に、貸与生との面談を通じて、学生の悩み等の把握に努めました。	△	今後とも引き続き、育英資金の支給対象となる学生に対して、情報周知に努めます。	学校教育課	110	33-23
		教職員人事・研修関係事務	研修資料の1つとして、生きる支援に関する相談先等の掲載されたリーフレットを配布することで、教員自身並びに児童生徒向けの支援策の周知を図る。	校内研修や管理職との面談を通じて、教員の悩み等の把握に努めました。	△	今後とも引き続き、教職員の研修等を通じた情報の周知に努めます。	学校教育課	110	33-24
		青少年対策事務	地区別懇談会において、青少年の抱える問題や自殺対策に関連した内容を取り上げ、住民への情報周知や啓発を図る。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため地区別懇談会を開催することができませんでした。	×	地区別懇談会において、青少年の抱える問題や自殺対策に関連した内容を取り上げ、住民への情報周知や啓発を図ります。	生涯学習課	110	33-25
		青少年補導センター事業	青少年補導員の研修会等で、青少年の非行防止・青少年の現状等や自殺対策に関連した内容を取り上げ、情報周知や啓発を図る。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため青少年補導員の研修会を開催することができませんでした。	×	青少年補導員の研修会等で、青少年の非行防止・青少年の現状等や自殺対策に関連した内容を取り上げ、情報周知や啓発を図ります。	生涯学習課	110	33-26
		ガイドブック作成事業	障がい福祉ガイドブックに相談窓口の一覧情報を掲載し配布することで、市民に対して相談機関の周知、啓発を図る。	主な相談機関の一覧を障がい福祉ガイドブックに掲載し、ガイドブックはホームページで閲覧を可能にしました。	◎	障がい福祉ガイドブックの更新に合わせて、掲載が必要な相談窓口の掲載を検討します。	障がい者支援課	110	33-27

関連事業	事業内容及び方針	生きる支援の関連施策		令和4年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
		事業名	「生きる支援」事業内容	取組実績	※評価(記号)				
(4) 生きることの促進要因への支援	<p>【自殺リスクを抱える可能性のある人への支援】 生活全般に関わる問題を気軽に相談できる場所として一体的に支援を提供する地域の拠点づくりを進めます。</p> <p>【適切な介護サービス等の利用支援】 高齢者の身体等の状況変化に合わせて適切な介護サービス等が利用できるように、相談体制を充実し、高齢者の生活環境を整えます。</p> <p>【子育て世帯に対する支援】 保護者に対する子どもの相談機会の提供や、自由に交流できる場の設置等を通して問題を抱える保護者の早期発見と対応に努めます。</p> <p>【児童家庭に対する支援】 児童虐待に関する通報や子育て支援に関する相談に対応し関係機関と連携し、課題の解決を図ります。</p> <p>【支援者への支援】 介護者、市職員、教職員等、支援者のメンタルヘルスの状態把握に努めるとともに、必要な場合には早期に適切な支援先へとつなげるなど支援を図ります。</p>	一般相談	日常生活の悩み事や相続、離婚などの一般的な相談を受ける中で、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて関係機関と連携し、支援を行う。	窓口や電話で、問い合わせがある都度対応しました。 令和4年度は891件の相談に対応しました。	◎	日常生活の悩み事などを対面相談や電話相談で対応してまいります。また、専門相談機関等の案内を行います。	総務課	110	34-28
		法律相談	土地、相続、金銭貸借、親族、近隣関係など法律全般の相談を受ける中で、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて関係機関と連携し、支援を行う。	電話予約により月7回～8回、弁護士への相談を実施しました。 令和4年度は750件の相談に対応しました。	◎	専門家からのアドバイスとして、対面相談や電話相談で対応してまいります。	総務課	110	34-29
		交通事故相談	交通事故のもめごとや示談の進め方、損害賠償の請求など相談を受ける中で、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて関係機関と連携し、支援を行う。	電話予約により月2回、交通相談員への相談を実施しました。 令和4年度は21件の相談に対応しました。	◎	専門家からのアドバイスとして、対面相談や電話相談で対応してまいります。	総務課	110	34-30
		認知症カフェ	認知症高齢者とその家族が自由に交流できる場を確保し、介護者同士が自由に話したり相談したりできる情報交換の場を設けることで、認知症高齢者とその家族の支え合いの推進に寄与し得る。	認知症カフェ開設数 7箇所 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、未実施の団体が5箇所あり開催回数が減少しました。	△	今後も、自由に交流できる場を確保し、介護者同士が自由に話したり相談したりできる情報交換の場を設けることで、認知症高齢者とその家族の支え合いができる場の体制を整備していきます。	高齢者支援課	111	34-31
		えんがわ	住民主体の通いの場「えんがわ」の開設に補助を行い、人と人がつながることができる場所を市内全域に広げることにより介護予防や孤立化の防止を図る。	えんがわ開設28箇所 感染症対策により未実施の団体が4箇所ありましたが、新たに6箇所が新規で開設し、参加者数は昨年度より増加しました。	○	のだまめ学校の出前講座やシルバリーハビリ体操をえんがわで実施するなどして連携を図り、幅広い世代の方も参加できるよう内容を検討していきます。	高齢者支援課	111	34-32
		認知症サポーター養成	認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する知識を有する市民を養成していくことで、認知症の家族が抱える負担を少しでも軽減するとともに、自殺リスクの低減を図る。	認知症サポーター養成講座開催回数 40回 認知症サポーター養成講座参加者数 1,802人	◎	今後も、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する知識を有する市民を養成していくことで、地域で支えるサポーターを増やし、認知症の本人やその家族を支える体制を整備していきます。	高齢者支援課	111	34-33
		敬老祝事業	敬老祝い品交付対象者に対し、民生委員等が直接訪問することにより、本人及び家族の方から悩みや情報交換等を通じて、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	新型コロナウイルス感染症予防の観点から、郵送で祝い品を配布しました。 令和4年度祝金対象者:41人 令和4年度祝品対象者:1,007人	◎	敬老祝い品交付対象者に対し、民生委員等が直接訪問することにより、本人及び家族の方から悩みや情報交換等を通じて、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応に取り組みます。	高齢者支援課	111	34-34

関連事業	事業内容及び方針	生きる支援の関連施策		令和4年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
		事業名	「生きる支援」事業内容	取組実績	※評価(記号)				
		避難行動要支援者名簿の提供	高齢者や障がい者など、災害時の避難に支援を要する方について、自主防災組織、自治会等の役員、民生委員等が、避難行動要支援者名簿を基に、日頃から要支援者の見守りや声かけを実施することにより、地域とのつながりを形成し、孤立化の防止を図る。	災害時の避難に支援を要する方について、自主防災組織、自治会等の役員、民生委員等が、日頃から要支援者の見守りや声かけを実施することにより、地域とのつながりを形成し、孤立化の防止に取り組みました。	△	高齢者や障がい者など、災害時の避難に支援を要する方について、自主防災組織、自治会等の役員、民生委員等が、避難行動要支援者名簿を基に、日頃から要支援者の見守りや声かけを実施することにより、地域とのつながりを形成し、孤立化の防止に取り組みます。	高齢者支援課	111	34-35
		福祉タクシー事業	外出が困難な要介護者に外出する機会を作ることで、要介護者の困難や問題がひきこもることを抑制する。	外出が困難な高齢者等に外出する機会を作ることで、高齢者のひきこもりを抑制し、外出する負担の軽減に取り組みました。 令和4年度利用者数:1,683人	◎	外出が困難な要介護者に外出する機会を作ることで、要介護者がひきこもることを抑制します。	高齢者支援課	111	34-36
		家族介護慰労金支給事業	重度の介護を要する高齢者を居宅で介護している家族に対し、慰労金を支給することにより、介護に係る経済的負担の軽減及び精神的不安の解消を図る。	1年以上継続して要介護4又は5の認定を受けている方を介護している家族で、世帯全員が市民税非課税であり、市税を長期間滞納しておらず、過去1年間に介護保険サービスを利用せず、過去1年間に通算90日を超える入院をしていない重度要介護者を介護している介護者に、家族介護慰労助成金として年額10万円を支給するものです。 令和4年度支給者数:2人	◎	慰労助成金を支給することで介護者の経済的、精神的負担の軽減に取り組みます。	高齢者支援課	111	34-37
		徘徊高齢者家族支援サービス	徘徊高齢者を介護する家族に無線発信機を貸与し、徘徊高齢者の安全を確保することで、介護している者等の精神的負担の軽減を図る。	徘徊行動の見られる認知症の高齢者を介護する家族等に、GPS機能の付いた無線発信機を貸与し、徘徊があった場合に、市の指定した事業者がGPSで居場所を確認して家族等に伝え、徘徊高齢者の安全確保に努めるサービスを行いました。令和4年度は新規利用1人、利用資格喪失2人でした。 令和5年3月31日現在利用者:2人	◎	徘徊高齢者の安全確保、自殺防止に努めるとともに、介護者の精神的負担軽減に取り組みます。	高齢者支援課	111	34-38
		訪問理容サービス事業	理容業者が訪問時に高齢者とその家族の状況が確認できることから、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	高齢者の単身世帯、高齢者のみの世帯または要介護3～5の認定を受けている要介護者で、一般の利用サービスを受けることが困難な方を対象に、訪問理容サービス利用事業助成券を交付し、訪問理容費用の一部を助成するものです。令和4年度は、延べ31件の助成を行い、自宅を訪問し利用者の様子を確認することで不安の解消等に取り組みました。	◎	理容業者が自宅を訪問することで本人の状況を把握し、適切な声かけや対応を行うことで自殺防止に努めるとともに、介護者の負担軽減に取り組みます。	高齢者支援課	111	34-39

関連事業	事業内容及び方針	生きる支援の関連施策		令和4年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
		事業名	「生きる支援」事業内容	取組実績	※評価(記号)				
		合同就職相談会	就業に対し意欲を持つこと、また就業することにより、社会からの疎外感や収入に対する不安の解消を図る。	令和4年9月10日に、野田市役所1階エントランスホールを会場として介護職員合同就職相談会を開催しました。 就職を促すことにより、社会からの疎外感や収入に対する不安の解消に取り組みました。	◎	就業に対し意欲を持つこと、また就業することにより、社会からの疎外感や収入に対する不安の解消に取り組みます。	高齢者支援課	112	34-40
		体験就労事業	就業に対し意欲を持つこと、また就業することにより、社会からの疎外感や収入に対する不安の解消を図る。	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、施設における受入れを制限していたため、実績がありませんでした。	×	就業に対し意欲を持つこと、また就業することにより、社会からの疎外感や収入に対する不安の解消に取り組みます。	高齢者支援課	112	34-41
		配食サービス	ひとり暮らしの高齢者等に夕食の配達をすることで、栄養のある食事を摂取し健康増進を図る。また、安否確認を行うことにより、自殺リスクを抱えている利用者の早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	食生活の改善と健康増進、また配食時に安否確認を行い、本人及び家族の不安の解消に取り組みました。 利用者数 257名 配食数 34,981食	◎	ひとり暮らしの高齢者等に夕食の配達をすることで、栄養のある食事を摂取し健康増進を図ります。また、安否確認を行うことにより、自殺リスクを抱えている利用者の早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を行い本人及び家族の不安解消に取り組みます。	高齢者支援課	112	34-42
		家族介護教室	介護に関する知識を得ることで、高齢者介護の負担軽減や参加者同士の情報交換を行ったりできる場を設けることで孤立化の防止を図る。	令和3年度より事業廃止となりました。	×	令和3年度より事業廃止となったため。	高齢者支援課	112	34-43
		ひとり暮らし高齢者福祉台帳	独居高齢者の情報を、民生委員から提出していただくことで、自殺のリスクを抱えている可能性のある方への相談及び必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	独居高齢者の情報を、民生委員から提出していただくことで、日常生活に不安を抱えている方への相談及び必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取り、不安の解消に取り組みました。	◎	独居高齢者の情報を、民生委員から提出していただくことで、自殺のリスクを抱えている可能性のある方への相談及び必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取ります。	高齢者支援課	112	34-44
		緊急通報システム	持病を持つ方などが緊急通報装置を設置することで、精神的安心感を与えることにより、自殺リスクの低減を図る。	緊急通報装置を設置することで、持病を持つ方や、日常生活に不安を抱えている方に対して、精神的安心感を与えることに取り組みました。 令和4年度新規設置者:34名	◎	持病を持つ方などが緊急通報装置を設置することで、精神的安心感を与えることに取り組みます。	高齢者支援課	112	34-45

関連事業	事業内容及び方針	生きる支援の関連施策		令和4年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
		事業名	「生きる支援」事業内容	取組実績	※評価(記号)				
		介護用品支給事業	要介護者等を介護している者等の経済的負担の軽減を図るとともに、介護用品の配送時に、安否確認を行い必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	在宅で生活している要介護者及び要支援者を現に介護している者又は要介護者等本人に対し、介護用品を支給することにより経済的負担の軽減を図るもので、介護認定調査票等により、紙おむつの使用又は尿失禁が確認できる市町村民税非課税世帯の方を対象に、大人用紙おむつを支給しました。配送業者が自宅を直接訪問し利用者の様子を確認することで、不安の解消に取り組みました。	◎	介護用品の配送業者が直接自宅を訪問することで、本人の状況を把握し、適切な声かけや対応を行い自殺防止に努めるとともに、介護者の負担軽減に取り組みます。	高齢者支援課	112	34-46
		養護老人ホームへの措置入所	65歳以上で環境的、経済的理由等により、自宅において生活が困難な高齢者を措置入所させることにより、高齢者の身体的・精神的苦痛から解放し、自殺リスクの低減を図る。	65歳以上で環境的、経済的理由等により、自宅生活が困難な高齢者を措置入所させることにより、高齢者の身体的・精神的負担の軽減に取り組みました。	◎	65歳以上で環境的、経済的理由等により、自宅において生活が困難な高齢者を措置入所させることにより、高齢者の身体的・精神的苦痛から解放し、負担の軽減に取り組みます。	高齢者支援課	112	34-47
		複合老人ホーム野田市楽寿園の運営	施設内に生活相談員を配置していることから、入所者及び家族等は生活上の問題を相談しやすいことから、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し、支援を行う。	生活相談員を配置し、生活上の問題を相談し易く、問題を早期に見出し、関係機関に相談と連携をして、支援を行いました。	◎	生活相談員を配置し、気軽に相談できる体制となっています。生活上の問題を相談し易く、問題を早期に解決するよう支援します。	高齢者支援課	112	34-48
		岩木小学校老人デイサービスの運営	施設内に生活相談員を配置していることから、入所者及び家族等は生活上の問題を相談しやすいことから、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し、支援を行う。	生活相談員を配置し、生活上の問題を相談し易く、問題を早期に見出し、関係機関に相談と連携をして、支援を行いました。	◎	生活相談員を配置し、気軽に相談できる体制となっています。生活上の問題を相談し易く、問題を早期に解決するよう支援します。	高齢者支援課	112	34-49
		いきいきクラブ連合会の技術支援	スポーツ大会や文化イベント等を開催することにより、高齢者の社会参加や健康・生きがいづくりを促進し、自殺リスクの低減を図る。	新型コロナウイルス感染症対策のため、一部大会のみ実施しました。	△	いきいきクラブにおいては、スポーツ大会、文化のイベントに参加することで健康・生きがいづくりの促進を行い、自殺リスクの低減を図っていきます。	高齢者支援課	112	34-50
		介護相談員派遣事業	介護相談員(民生委員)の施設訪問時に入所者が気軽に悩み相談ができることから、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	市に登録した介護相談員が、介護サービス施設に向いて利用者の不満や不安を受け付け、事業者と行政の橋渡しを行い問題の改善を図っていますが、新型コロナウイルス感染症対策のため活動は中止しました。	×	介護相談員派遣事業では、訪問した介護相談員に気軽に相談できる体制となっています。生活上の問題を相談し易く、問題を早期に解決するよう支援します。	高齢者支援課	113	34-51

関連事業	事業内容及び方針	生きる支援の関連施策		令和4年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
		事業名	「生きる支援」事業内容	取組実績	※評価(記号)				
		母子健康手帳交付	妊娠届と母子健康手帳交付時に、保健師等の専門職と子ども支援室の職員が、経済面や支援者の有無を含め、妊婦の状況を聞き取りし、自殺リスクの高い保護者の早期発見に努め、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	妊娠届と母子健康手帳交付時に、保健師等の専門職が聞き取りの中で、ハイリスクで支援が必要な方を早期発見し、関係機関との連携のうえ、より安心安全な環境で出産子育てができるよう支援しました。	○	妊娠届と母子健康手帳交付時に、保健師等の専門職が聞き取りの中で、アセスメントシートを活用し、ハイリスクで支援が必要な方を早期発見介入に努めます。国が実施する「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業」を活用し、妊婦の早期発見や支援に努めます。	保健センター	113	34-52
		子ども相談	妊娠期から親子の様々な悩みを相談することにより、不安を軽減するとともに、自殺リスクの高い保護者の早期発見をし、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	・保護者の様々な悩みを傾聴し、精神面での支援を実施しました。 ・発達課題のある児に対しては、保護者の障がい受容状況を確認しながら、必要に応じて療育の利用案内を実施しました。	○	・保護者から様々な相談を受けた際には、悩みを傾聴し、精神面での支援を実施するとともに、必要に応じて医療機関などの関係機関につなげます。また、児と保護者の両側面から支援を行います。 ・発達相談の中で、丁寧に保護者の障がい受容を進めます。必要に応じて医療機関や療育などの関係機関につなげます。	保健センター 子どもの発達相談室	113	34-53
		野田市乳児家庭全戸訪問事業(新生児・妊産婦、低体重児訪問指導を含む)	乳児を抱える保護者との接触機会を活用し、自殺リスクの高い保護者の早期発見をし、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	・専門職の訪問において新生児・産婦の健康状態や育児状況等の問題を把握し、指導することで問題解決や継続支援の必要なケースを関係機関と連携することができました。きめ細やかな支援に努め、保護者の育児不安の軽減につなげ、必要時、産後ケア等の利用を検討し、心のケアや育児サポート等の支援を行いました。 ・産後ケア事業の周知に努め、令和3年度より申請者及び利用日数の増加につながり、育児不安の軽減につながっています。 ・また、里帰りしている母子は、里帰り先への訪問依頼を実施し、全数の把握に努めました。	○	・妊娠届出時からアセスメントを行い支援の必要な妊婦には関係機関と連携し継続的に支援します。それにより、出産時の不安等を最小限にできるようにし、新生児訪問にて状況確認及び育児不安の軽減に努めます。 ・専門職による家庭訪問を行うことによって、出産直後の母子に対して、母親の身体的な回復や問題解決を共に行うなどきめ細かい支援を行います。また、産後うつなど、リスクのある家庭においては、産婦や新生児・乳児だけでなく家族全体を対象とらえた視点で支援を行います。 ・産後ケア事業を活用し、出産直後の母子に対して、母親の身体的回復や心理的な安定等、きめ細かい支援を行います。	保健センター	113	34-54
		各種健診(乳幼児)	乳児を抱える保護者との接触機会を活用し、自殺リスクの高い保護者の早期発見をし、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	健診や健康相談など保護者との接触機会を活用し、保健師、心理士、栄養士、歯科衛生士など専門職による相談を実施して、自殺リスクの高い養育者を早期発見し、関係機関と連携し、支援を行いました。	○	健診や健康相談に来所した方だけでなく、未受診者には訪問を実施し、全数の把握に努め、自殺リスクが高い保護者の早期発見と早期支援につなげます。	保健センター	113	34-55

関連事業	事業内容及び方針	生きる支援の関連施策		令和4年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
		事業名	「生きる支援」事業内容	取組実績	※評価(記号)				
		寝たきり老人訪問歯科診療	訪問時に在宅介護の状況等を確認できることから、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	通院による歯科診療の受けられない65歳以上の在宅で寝たきりの高齢者に対し、口腔内の衛生管理や保健指導を行いました。	○	口腔内の衛生管理や保健指導は継続して行う。訪問時には在宅介護の状況を確認し、自殺のリスクの高い家庭環境等を把握した場合、必要に応じて関係機関と連携を図ります。	保健センター	113	34-56
		健康相談	健康に関する様々な相談に応じることで、支援が必要な方々との接触の機会を活用し、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	来所や電話で、個別相談を随時受付し対応しました。必要に応じて、関係機関と連携し支援を行いました。	○	個別相談を随時受付、対応できる体制を継続していきます。今後も必要に応じて関係機関と連携した支援を継続します。	保健センター	113	34-57
		24時間救急医療体制	通常時間外で応急処置が必要な方のために、精神疾患の急激な悪化や家族の暴力等による、自殺リスクにかかわる問題を抱えているケースに対応できるようにする。	通常時間外で応急処置が必要な方のために、精神疾患の急激な悪化や家族の暴力等による、自殺リスクにかかわる問題を抱えているケースに対し、保健所や精神科病院と連携しながら対応しました。	○	通常時間外で応急処置が必要な方のために、精神疾患の急激な悪化や家族の暴力等による、自殺リスクにかかわる問題を抱えているケースに対し、引き続き、保健所や精神科病院と連携しながら対応してまいります。	保健センター	113	34-58
		うつ病に関する知識の普及啓発	うつ病の早期発見、適切な治療が自殺予防の大きな鍵であることから、個別相談、健康教育、こころの健康に関する講演会等を通して、ストレスと上手に付き合うための方法やストレスに起因するうつ病等の様々な精神症状について、知識の普及啓発を図る。	来所や電話で、ストレスに関する相談があった場合には、必要に応じて関係機関や医療機関の紹介を行いました。	○	個別相談を通して、ストレスと上手に付き合うための方法についての知識の普及啓発に努めます。また、今後も相談があった場合には相談ができる関係機関の紹介を継続して行います。	保健センター	113	34-59
		市税等徴収業務	市税等を滞納している方は、様々な生活上の問題を抱えている可能性があり、納税相談を通じて自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	納付相談において、生活困窮や生活面における困難な問題を抱えていることを把握した場合には、猶予制度の説明や適切な相談機関への案内を行いました。 なお、生活困窮による滞納の場合には生活再建に向けた相談が必要となるため、年度当初に所属職員に対し、生活再建型納税相談の研修を実施しました。	◎	市税等を滞納している方は、生活面で深刻な問題を抱えていたり困難な状況である可能性が高いため、相談により状況を把握し、生活再建に向けた納付相談を行い、必要に応じて適切な支援機関につなぎます。 職員の異動や制度の変更等に対応するため、課内において生活再建型納税相談に関する研修を継続して実施します。	収税課	114	34-60
		市営住宅事務	公営住宅の居住者や入居申込者は、生活困窮や低収入等、生活面で困難や問題を抱えていることが少なくないため、自殺のリスクが潜在的に高いと思われる住民に接触する機会を活用し、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	自殺に関する相談 ・入居申込時の相談 0件 ・既存入居者の相談 0件 評価理由は相談件数が0件だったため	×	市営住宅の入居申込相談時や、既存の入居者で自殺リスクが見受けられた場合、関係機関と連携し支援を行います。	営繕課	114	34-61

関連事業	事業内容及び方針	生きる支援の関連施策		令和4年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
		事業名	「生きる支援」事業内容	取組実績	※評価(記号)				
		消費生活相談	消費生活上の困難を抱える人は、自殺リスクの高いグループでもあり、消費生活に関する相談をきっかけに、抱えている他の課題も把握・対応していくことで、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	消費生活相談では、アドバイスやあっせんにより多くの問題を解決することができました。また、出前講座、安全安心まめメール、SNSを通じ、消費生活センターのPRを行い、消費者問題について広く市民に啓発するとともに、千葉県弁護士会と連携し、消費者問題無料相談会を実施しました。	○	消費生活相談における自殺リスクの早期発見と対応に努めるとともに、出前講座、消費生活展、安全安心まめメールを通して啓発を行います。また、千葉県弁護士会と連携し、消費者問題無料相談会を実施し、問題の解決を図ります。	市民生活課	114	34-62
		避難所の運営	避難所生活が長期化してきた場合、避難住民の「こころのケア」の問題に対処する必要があり、精神科医や心理カウンセラー、精神保健福祉士等の協力を得て、メンタルヘルスケアを実施するとともに、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	避難所運営マニュアルに、避難住民の「こころのケア」の問題に対処する必要性を明記し、避難所訓練等において周知しました。	○	引き続き、避難所訓練等において「こころのケア」の問題に対処する必要性について周知します。また、実際に避難所を開設し長期化した際には、精神科医や心理カウンセラー、精神保健福祉士等の協力を得て、メンタルヘルスケアを実施するとともに、自殺リスクの早期発見に努めます。	防災安全課	114	34-63
		人権相談	人権擁護委員による人権相談等において、市民の様々な悩みや相談に応じ、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	毎月第3木曜日(支所)、27日(市役所)に人権擁護委員による人権相談を実施しました。 相談件数 1件、利用率1.04%	◎	毎月第3木曜日(支所)、27日(市役所)に人権擁護委員による人権相談を行います。	人権・男女共同参画推進課	114	34-64
		女性のための相談	女性の様々な問題の相談に応じており、何らかの困難に直面した際の最初の相談窓口であり、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	毎月第1木曜日～第3木曜日(祝日は中止)に女性のための相談を実施しました。 相談件数113件。利用率68.5%。 自殺リスクの高いと認める相談はありませんでした。	◎	毎月第1木曜日～第3木曜日(祝日が含まれる場合には第4木曜日)に女性のための相談を実施します。	人権・男女共同参画推進課	114	34-65
		DV相談	配偶者やパートナー等からの暴力の相談を通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	配偶者やパートナー等からの暴力の相談を通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行いました。 DV相談件数 600件 一時保護延べ件数 1件 一時保護延べ人数 2人 一時保護延べ日数 15日		・警察等の関係機関と連携を図り、保護を求めているDV被害女性の安全確保を図るとともに、自立に向けた各種支援の継続 ・DVシェルターに入所したDV被害女性に対し、退所後の自立支援を図るため、緊急に必要とする生活支援資金助成の継続 ・DVシェルターに入所したDV被害女性に対し、精神的ケアが必要なケースについて 子ども家庭総合	子ども家庭総合支援課	114	34-66

関連事業	事業内容及び方針	生きる支援の関連施策		令和4年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
		事業名	「生きる支援」事業内容	取組実績	※評価(記号)				
					◎	支援課の心理士によるカウンセリングを行う。 ・DV被害女性が他自治体での自立を目指すに当たり広域的な対応を図るため、受入側の自治体に対する理解と協力の要請及び受入側の自治体への情報提供と支援協力 ・情報の共有化を図り、迅速な対応を取るため、「野田市ドメスティック・バイオレンス対策協議会」の開催及び事例検討等を通じた情報交換			
		就学援助と特別支援学級就学奨励補助に関する事務	就学に際して経済的困難を抱えている児童・生徒は、その他にも様々な問題を抱えていたり、保護者自身も困難を抱えている可能性が考えられることから、費用の補助に際して保護者と対応する際に、家庭状況に関する聞き取りを行うことで、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	窓口に来庁した保護者等については、家庭状況等の聞き取りを行い、生活上の悩み等の把握に努めました。	△	就学援助等の申請や相談を通して、児童生徒やその保護者の家庭状況の把握に努めるとともに、必要に応じて適切な相談窓口を案内する等対応します。	学校教育課	114	34-67
		育英資金に関する事務	支給対象の学生との面談時に、家庭の状況やその他の問題等について聞き取りを行う中で、資金面の援助に留まらず、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	自殺リスクの高い者はいなかったが、貸与生との面談を通じて、自殺リスクの把握に努めました。	◎	育英資金の審査に当たり、保護者や学生との面談を通して、家庭状況の把握に努めるとともに、必要に応じて適切な相談窓口を案内する等対応します。	学校教育課	115	34-68
		教職員人事・研修関係事務	教職員の過労や長時間労働が問題となる中で、研修により、メンタルヘルスの状態を客観的に把握し、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	自殺リスクの高い者はいなかったが、研修を通じて、自殺リスクの把握に努めました。	◎	メンタルヘルスに関する研修等を通じて、職員自身でメンタルヘルスの状態を客観視できるよう努めます。 また、職員の人事において、自殺リスクの高い職員の把握に努めるとともに、必要に応じて関係機関と連携し職員への支援を行います。	学校教育課	115	34-69
		学校職員安全衛生管理事業	学校職員(支援者)の健康管理を行うことにより、自殺リスクの低減を図る。	教員のストレスチェックや時間外勤務時間数の削減の取組を通じて、自殺リスクの低減を図ることができました。	○	今後とも引き続き、職員の健康管理を通して自殺リスクの低減に努めます。	学校教育課	115	34-70
		学校職員ストレスチェック事業	ストレスチェックの結果を活用することで、児童生徒の支援者である教職員に対する支援(支援者への支援)の強化を図る。	ストレスチェックを通じて、教員の悩みの把握に努めるとともに、高ストレス者であると判明した場合には、医療機関の受診を勧める等支援を行いました。	◎	職員に対するストレスチェックを実施し、その結果を基に自殺リスクの低減を図るための支援を行います。	学校教育課	115	34-71

関連事業	事業内容及び方針	生きる支援の関連施策		令和4年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
		事業名	「生きる支援」事業内容	取組実績	※評価(記号)				
		給食費の滞納金徴収事務	窓口や訪問徴収等で保護者と対応する際に、家庭状況に関する聞き取りを行うことで、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、直接家庭を訪問しての滞納金徴収は1件のみで聞き取りまで行えませんでした。窓口に来庁した保護者等については、家庭状況等の聞き取りを行い、生活上の悩み等の把握に努めました。	△	市窓口や臨戸徴収の際に、保護者から家庭状況の聞き取りを行うことで、自殺リスクの把握に努めるとともに、必要に応じて適切な相談窓口を案内する等対応します。	学校教育課	115	34-72
		教育・いじめ相談(対象:小中学校の児童生徒)	不登校、いじめ、友人関係、親子関係などの悩みなどの相談を通じて、自殺リスクの高い児童・生徒がいた場合は、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	ひばり教育相談員や市カウンセラーが、教育相談を行いました。 相談件数 2,513件	○	市内小中学校の教育相談・長欠担当、その他希望者を対象に「教育相談研修会」を実施します。 令和5年度:7月27日(木)実施予定。	指導課	115	34-73
		教育・いじめ相談(対象:青少年)	不登校、いじめ、友人関係、親子関係などの悩み相談を受ける中で、自殺リスクのある相談者がいた場合は、必要に応じて関係機関に連絡する。	不登校、いじめ、友人関係、親子関係などの悩み相談を行いました。が、相談者がいませんでした。	△	不登校、いじめ、友人関係、親子関係などの悩み相談を受ける中で、自殺リスクのある相談者がいた場合は、必要に応じて関係機関に連絡します。	生涯学習課	115	34-74
		つどいの広場事業	乳幼児とその保護者が気軽に集い交流できる場を設けることで、そうしたリスクの軽減に寄与するとともに、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	令和4年度利用人数 1,318人 相談件数 159件(うち自殺に関する相談なし)	◎	乳幼児とその保護者が気軽に集い交流できる場を設けることで、自殺リスクの軽減に寄与するとともに、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行います。	児童家庭課	115	34-75
		地域子育て支援拠点事業	乳幼児とその保護者が気軽に集い交流できる場を設けることで、そうしたリスクの軽減に寄与するとともに、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	令和4年度利用人数 12,311人 令和4年8月から子ども館が指定管理となったことにあわせ地域子育て支援拠点機能を持たせ交流・相談・情報提供・講座関係の基本4事業を実施しました。 相談件数 261件(うち自殺に関する相談なし)	◎	乳幼児とその保護者が気軽に集い交流できる場を設けることで、自殺リスクの軽減に寄与するとともに、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行います。	児童家庭課	115	34-76
		学童保育事業	学童保育を通じて、保護者や子どもの状況把握を行う機会があり、悩みを抱えた子どもや保護者を把握するとともに、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	普段から保育の場を通じ保護者や児童とコミュニケーションをとっており、リスクの早期発見につながっておりますが、相談はありませんでした。	◎	学童保育を通じて、保護者や子どもの状況把握を行う機会があり、悩みを抱えた子どもや保護者を把握するとともに、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取ります。	児童家庭課	115	34-77
		子ども館事業	子ども館を通じて、保護者や子どもの状況把握を行う機会があり、悩みを抱えた子どもや保護者を把握することから、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	令和4年度利用人数 115,783人 普段から遊びの場を通じ保護者や児童とコミュニケーションをとっており、リスクの早期発見につながっておりますが、相談はありませんでした。	◎	子ども館事業を通じて、保護者や子どもの状況把握を行う機会があり、悩みを抱えた子どもや保護者を把握することから、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取ります。	児童家庭課	115	34-78

関連事業	事業内容及び方針	生きる支援の関連施策		令和4年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
		事業名	「生きる支援」事業内容	取組実績	※評価(記号)				
		子ども・子育て支援事業計画の推進	子ども・子育て支援事業と自殺対策とを連動させることにより、妊産婦や子育て世帯への支援強化を図る。	各事業実施者に対し、自殺対策につながるよう、悩みを抱えた世帯の把握に努めるよう助言を行いました。	◎	支援の機会等を通して、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応に努めます。	児童家庭課	116	34-79
		児童扶養手当支給事務	家族との離別・死別を経験している方は自殺のリスクが高まる可能性があることから、手当の支給機会を通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	・児童扶養手当 受給者数 1,100人	◎	支援の機会等を通して、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応に努めます。	児童家庭課	116	34-80
		養育者支援手当支給事務	家族との離別・死別を経験している方は自殺のリスクが高まる可能性があることから、手当の支給機会を通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	・養育者支援手当 受給者数 5人	◎	支援の機会等を通して、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応に努めます。	児童家庭課	116	34-81
		ひとり親家庭等医療費助成金支給事務	ひとり親家庭は貧困に陥りやすく、また孤立しがちであるなど、自殺につながる問題要因を抱え込みやすいことから、医療費の助成時に当事者との直接的な接触機会を通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	・ひとり親家庭等医療費助成金 現物給付 18,470件 償還分 413件 合計 18,883件	◎	支援の機会等を通して、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応に努めます。	児童家庭課	116	34-82
		母子・父子自立支援員設置事業	配偶者のいない者で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、離死別直後の精神的安定を図り、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行うことを通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	・母子・父子自立支援員相談 令和4年度実績 706件 (母子家庭694件、父子家庭相談12件)	◎	支援の機会等を通して、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応に努めます。	児童家庭課	116	34-83
		ひとり親家庭等日常生活支援事業	家庭生活支援員を派遣する等その生活を支援し、ひとり親家庭等の生活の安定を図ることを通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	・子育て支援 7人延べ49日 303時間 (うち保育所待機時利用 実績なし) ・生活援助 1人延べ8日 89時間	◎	支援の機会等を通して、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応に努めます。	児童家庭課	116	34-84
		ひとり親家庭情報交換事業	ひとり親家庭が定期的に集い、お互いの悩みを打ち明けたり相談し合う場を設け、ひとり親家庭の交流や情報交換を行うとともに、共助の精神を養い、早期自立のための意欲の形成と家庭生活の安定を図ることを通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	・情報交換事業(3回) 23人 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため6回中止	◎	支援の機会等を通して、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応に努めます。	児童家庭課	116	34-85

関連事業	事業内容及び方針	生きる支援の関連施策		令和4年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
		事業名	「生きる支援」事業内容	取組実績	※評価(記号)				
		母子家庭等就業自立支援事業	母子家庭の母等に対し、就業の支援のための事業を実施することにより、就業に必要な知識や技能の習得を図り、母子家庭の母等の経済的な自立を支援することを通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	・就業支援講習会【パソコン】 受講者数 13人 【日商簿記3級】 受講者数 6人 【医療事務】 受講者数 6人	◎	支援の機会等を通して、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応に努めます。	児童家庭課	116	34-86
		児童家庭相談事業(家庭児童相談)	子育て中の保護者からの育児に関する各種相談、支援を行うことで、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	子ども家庭総合支援拠点(家庭児童相談室)延べ対応件数(巡回相談を含む) 相談件数 2,421件 うち要保護以外 2,279件 要保護 142件	◎	広く市民に子ども家庭総合支援拠点事業を周知し、18歳までの全ての子どもとその家庭や妊産婦への切れ目なく継続的な支援施策を充実させるとともに、相談者に応じた地域資源の活用等につなげることで、児童虐待の予防・早期発見・早期対応を図ります。	子ども家庭総合支援課	117	34-87
		児童家庭相談事業(児童虐待防止対策)	子どもへの虐待は、家庭が困難な状況にあることを示す一つのシグナルであるため、保護者への支援を通じて問題の深刻化を防ぐとともに、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	子ども家庭総合支援拠点(家庭児童相談室)延べ対応件数(巡回相談を含む) 相談件数 2,421件 うち要保護以外 2,279件 要保護 142件	◎	広く市民に子ども家庭総合支援拠点事業を周知し、18歳までの全ての子どもとその家庭や妊産婦への切れ目なく継続的な支援施策を充実させるとともに、相談者に応じた地域資源の活用等につなげることで、児童虐待の予防・早期発見・早期対応を図ります。	子ども家庭総合支援課	117	34-88
		児童福祉施設入所事務(母子生活支援施設、助産施設)	母子家庭や出産に際し経済的困窮を始め様々な困難を抱えた世帯への、施設入所のあっせんを通じて、そうした家庭を把握するとともに、心理的なサポートも含めた支援を継続的に行うことで、自殺リスクの低減と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	助産施設 入所人数 5人 母子生活支援施設 1世帯 2人	◎	児童福祉法に基づき、母子家庭や出産に際し経済的困窮を始め様々な困難を抱えた世帯の母子生活支援施設や助産施設入所に係る事務を行います。	子ども家庭総合支援課	117	34-89
		子育て短期支援事業(ショートステイ)	子どもの一時預かりは、家族の状況や保護者の抱える問題・悩み等を察知し、必要に応じて支援を提供していくための契機となり得ることから、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	宿泊 利用人数 11人 利用日数 265日 ・日帰り 利用人数 2人 利用日数 5日 ・夜間 利用人数 7人 利用日数 37日	◎	保健センターによる乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業といった母子保健事業との連携や、子ども家庭総合支援拠点及び家庭児童相談室の相談業務から、子育て短期支援事業につなげ、児童虐待の予防・早期対応を図ります。	子ども家庭総合支援課	117	34-90

関連事業	事業内容及び方針	生きる支援の関連施策		令和4年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
		事業名	「生きる支援」事業内容	取組実績	※評価(記号)				
		育児支援家庭訪問事業	出産前から支援が必要な妊婦や育児不安や育児ストレスを感じている家庭に、育児、家事及び相談等の訪問員を派遣し、子育てへの負担軽減を図る。	・利用者数 7人 (内訳) 出産後1年以内の母親 5人 養育上の問題を抱える家庭 2人 ・派遣日数 89日 ・派遣時間 217.5時間	◎	子ども家庭総合支援拠点事業及び家庭児童相談室の相談業務、また保健センターによる乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業といった母子保健事業との連携を通じて、出産前から支援が必要な妊婦、育児不安や育児ストレスを感じている家庭などに訪問員を派遣し、育児、家事等の援助や育児相談・指導を行います。	子ども家庭総合支援課	117	34-91
		生活困窮者自立支援事業	生活保護に至る前の生活困窮者に対し、経済的・社会的自立を支援するため、就労や生活に関する相談に応じ、必要な知識や情報の提供及び助言を行うとともに、本人の状況に応じた就労準備支援や家計改善支援を実施する。	パーソナルサポートセンターにおいて、就労支援や住宅喪失、多重債務、ひきこもりをはじめとした心の健康等、様々な問題に直面している方の課題解決に向け、寄り添い型の相談・支援を継続的に実施しました。 ○生活困窮者自立相談支援事業 新規相談者数 320人 継続相談者数 延べ 1,836人 支援件数 4,140件 (うち電話 2,399件) ○就労準備支援事業 受付件数 90件 利用者数 延べ 90人 (利用回数 859回) ○家計改善支援事業 新規相談者数 134人 継続相談者 79人 改善者数 46人	○	引き続き、生活困窮者の課題解決に向けた相談・支援を通じて、自殺リスクの軽減を図ります。	生活支援課	117	34-92
		民生委員児童委員事務	地域で困難を抱えている人に気づき、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	地域における相談や見守り活動にあたり、自殺リスクの高い市民を迅速に支援に繋がれるよう、適切な相談窓口を周知しております。	○	引き続き、生活困窮者の課題解決に向けた相談・支援を通じて、自殺リスクの軽減を図ります。	生活支援課	117	34-93
		障がい者差別解消推進事業	障がい者支援課を障がいの差別に関する相談窓口として位置付け、障がい者差別に関する相談に応じる中で支援を行う。	令和4年度は差別に関する相談はありませんでした。また、障害者差別解消法のパンフレットを配布し、周知・啓発に努めました。	◎	差別に関する相談を受け、必要に応じて事業所への確認等を行います。また、障害者差別解消法のパンフレットを配布し、周知・啓発に努めます。	障がい者支援課	117	34-94
		障がい者等に対する権利擁護	精神障がいや知的障がい等により判断能力が不十分な方が生活に不安を抱える状態においては、自殺リスクが高い方も含まれる可能性がある。成年後見制度事業を通じて支援を行う。	障がいのある人が「成年後見制度利用支援事業」を利用して適切な意思決定ができるよう支援し、令和4年度は市長申立てを4件実施しました。また、障がい福祉ガイドブックに制度内容を掲載し、普及啓発に努めました。	◎	今後も関係機関と連携し、障がいのある人が「成年後見制度利用支援事業」を利用して適切な意思決定ができるよう、支援の必要な方に市長申立の実施を行うとともに、成年後見制度の周知に努めます。	障がい者支援課	117	34-95

※評価区分	自殺対策の視点での事業の評価の目安	記号	件数
当初の予定通り実施できた	達成割合が80%相当	◎	59
概ね実施できた	概ね60%以上80%未満	○	22
実施は不十分だった	概ね60%未満	△	8
実施できなかった		×	10
関連事業合計件数			99

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	令和4年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
			取組実績	評価及び課題				
権利擁護支援のための『ネットワークづくり』	(1)地域連携ネットワークの構築							
	①本人を後見人とともに支える「チーム」による対応	権利擁護の支援が必要な人について、後見等開始前においては、本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者等がチームとしてかかわる体制作りを進め、チームが協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応します。また、後見等開始後においては、身上保護を重視した成年後見制度の運用を行うため、チームに後見人等が加わる形で対応します。	令和4年度において、チームは設置されていませんが、本人を支える機能については、地域包括支援センターにおいて担っており、見守りや支援が必要な高齢者については継続的に把握・訪問を行い、身上監護における成年後見制度利用について市と連携し検討しました。	チームにおける地域連携ネットワークのあり方や構成等、体制を検討する必要があります。	近隣市の状況を調査し、設置に向けて検討を進めます。	高齢者支援課	126	1
	②地域における「協議会」等の体制づくり	チームに対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各種専門職団体・関係機関の協力・連携強化を協議する「協議会」を設置し、個別の協力活動の実施、支援会議の開催や多職種間での更なる連携強化策等の地域課題の検討、調整、解決などを行います。	令和4年度において、協議会は設置されていませんが、地域においては地域包括支援センターが各地域の民生委員や介護事業所との連携を図っており、地域包括ケア会議等、各地区の課題の検討等を行いました。	チームに対する法律・福祉の専門職団体や関係機関のあり方や構成等、体制を検討する必要があります。	近隣市の状況を調査し、設置に向けて検討を進めます。	高齢者支援課	126	2
	(2)中核機関の設置及び担うべき機能							
	①広報機能	任意後見制度の活用や権利擁護の意義について広報・啓発を進めるとともに、医療・福祉の関係者、民生委員、金融機関などの関係者に対しても、支援チームの役割を説明し、権利擁護支援が必要な人の早期発見と速やかな支援に結び付けます。	中核機関は設置を検討しているところですが、担うべき機能である広報機能については、社会福祉協議会内に設置されている成年後見支援センターにおいて、成年後見制度の利用についての広報を行いました。	制度利用を希望する方、また制度利用が必要な方に対し、どのようにすれば効果的に広報・啓発ができるかを検討する必要があります。	近隣市の状況を調査し、設置に向けて検討を進めます。	高齢者支援課	128	3
	②相談機能	高齢者なんでも相談室(地域包括支援センター)、障がい者基幹相談支援センター等の支援機関においても一般的な相談に対応し、必要に応じて、成年後見支援センターを案内するなど、必要な支援につなげていけるよう、連携を強化します。	中核機関は設置を検討しているところですが、担うべき機能である相談機能については、地域包括支援センターや社会福祉協議会内に設置されている成年後見支援センターにおいて、成年後見制度の利用についての相談を行いました。	現在、後見制度にかかる相談全般を成年後見支援センター(社会福祉協議会内)が担っていますが、中核機関における当センターの位置づけや他機関との連携について検討する必要があります。	近隣市の状況を調査し、設置に向けて検討を進めます。	高齢者支援課	128	4
③成年後見制度利用促進機能	専門職団体、法人後見を行う法人等と連携して、後見人等候補者名簿の作成に取り組み、必要に応じて、適切な後見人等候補者を推薦できる体制を整備します。特に障がい者については、本人の障がいの特性を十分に踏まえ、後見人等を選任できるよう家庭裁判所へ適切な情報提供を行います。また、後見人等の交代の推進について、必要な方策を検討します。さらに、市民後見人の育成、支援を行ってまいります。	中核機関は設置を検討しているところですが、担うべき機能である成年後見制度利用促進機能については、社会福祉協議会内に設置されている成年後見支援センターを後見人等候補者として推薦できるよう連携をとりました。	専門職団体、法人後見を行う法人等から適切な後見人等候補者を推薦できる体制づくりや、各団体との連携について検討する必要があります。また、後見人等の交代の推進について、必要な方策を検討する必要があります。	近隣市の状況を調査し、設置に向けて検討を進めます。	高齢者支援課	129	5	
④後見人支援機能	親族後見人からの日常的な相談に応じ、親族、福祉、医療等の関係者によるチームが、必要に応じて、本人の状況を継続的に把握し、適切な対応を行う体制を整備します。	中核機関は設置を検討しているところですが、担うべき機能である後見人支援機能については、社会福祉協議会内に設置されている成年後見支援センターにおいて、親族後見人からの相談や親族後見制度の利用についての説明を行いました。	親族後見人の把握方法や、その支援方法などを検討する必要があります。	近隣市の状況を調査し、設置に向けて検討を進めます。	高齢者支援課	130	6	

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	令和4年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
			取組実績	評価及び課題				
	⑤協議会等の運営	地域連携ネットワークの構築に向け、相談機関の中心を担う成年後見支援センター、地域包括支援センター、専門職団体、福祉関係者、金融機関、民生委員などとの緊密な連携を図るため、各種専門職団体、関係機関等で構成する協議会を設置するとともに、事務運営を担い、様々な問題解決につなげる役目を果たします。	中核機関の担い手となりうる野田市社会福祉協議会と協議を行う等、実施に向けた取り組みを行いました。	協議会を運営するにあたり、各関係団体等との連携や役割について協議し、どのように運営するかを検討する必要があります。	近隣市の状況を調査し、設置に向けて検討を進めます。	高齢者支援課	130	7